

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

教 育 未 来 委 員 会 記 録

日	令和7年2月19日（水）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午後0時12分～午後1時10分） 午後2時14分 散会			
場 所	第4委員会室			
出席委員	三 井 美和香	須 藤 博 文	茂 呂 一 弘	大 平 真 弘
	石 川 弘	岩 井 雅 夫	川 合 隆 史	盛 田 眞 弓
	森 山 和 博	中 島 賢 治		
欠席委員	な し			
担当書記	岡 田 昌 樹 遠 藤 知 美			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局長	大町 克己	こども未来部長	山口 美登里
	幼児教育・保育部長	小名木 啓一	こども未来部参事 （東部児童相談所 長事務取扱）	秋庭 慎輔
	こども企画課長	宮葉 信之	健全育成課長	石田 信之
	こども家庭支援課長	高木 健司	企画調整担当課長	田中 佳奈子
	西部児童相談所長	桐岡 真佐子	幼保支援課長	上田 昌弘
	幼保運営課長	小林 崇	幼保指導課長	香川 靖雄
	こども企画課長補佐	佐久間 暁子		
	教育委員会			
	教育長	鶴岡 克彦	教育次長	秋幡 浩明
	教育総務部長	香取 徹哉	学校教育部長	川名 正雄
	生涯学習部長	齋木 久美子	総務課長	山田 利雄
	企画課長	望月 宏次	教育職員課長	川島 政美
	学校施設課長	堀 明德	学校環境改善担当課長	猪又 紀彦
	教育支援課長	保田 裕介	保健体育課学校給食担当課長	江川 隆司
	養護教育センター 所長	小谷 泰也	生涯学習振興課長	志保澤 剛
	総括主幹	酒井 名菜子		
審 査 案 件	議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管			
	議案第41号・千葉市こども・若者基本条例の制定について			
	議案第42号・千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について			
	議案第43号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について			
	議案第44号・千葉市児童相談所条例の一部改正について			
議案第45号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について				

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	議案第46号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正について 議案第47号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について 議案第48号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について 発議第1号・千葉市子どもたちをいじめから守るための条例の制定について 請願第1号・千葉市の教育に関する請願
協議案件	年間調査テーマの総括及び調査報告書のとりまとめについて
委 員 長 三 井 美 和 香	

午前10時0分開議

○委員長（三井美和香君） おはようございます。

ただいまから教育未来委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、議案9件、発議1件、請願1件です。

進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、前回に引き続き、試行的に議案等審査等の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面を切り分けて行うこととされております。

このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査の後、年間調査テーマの総括を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

議案第2号審査

○委員長（三井美和香君） それでは、案件審査を行います。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち所管について、お手元に配付してございますこども未来局議案説明資料にて御説明いたします。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

1、児童手当支給事業について御説明いたします。

初めに、1、補正理由でございますが、児童手当制度において、国が定めるデータ標準レイアウトが令和7年6月に変更されることに伴い、福祉システムの改修を行うため、所要の経費を計上するものでございます。当該予算につきましては、国が令和6年度の補正予算として計上したことから、本市においても補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、2の改修内容でございます。令和6年10月分から制度改正が行われました高校生年代や第3子以降の支給状況等につきまして、システムの登録項目として追加するものでございます。

次に、3の補正予算額ですが、310万2,000円で、財源は全額国費でございます。

最後に、4の今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

議案説明資料の5ページをお願いいたします。

次に、2、指定管理施設における光熱費高騰対応について御説明いたします。

初めに、1、補正理由でございますが、原油価格・物価高騰の影響を受ける指定管理者に対

し、増加した光熱費を支援することにより施設の適正な管理を確保するため、支援金を支給するものでございます。

次に、2、補正予算額ですが、1,524万5,000円で、全額、記載の国費でございます。

次に、3、補正予算の内容でございます。

(1) ですが、支援対象施設は、光熱費の上昇により令和6年度の管理運営費に収支不足が発生している指定管理施設で、こども未来局所管の対象施設及び補正額は記載のとおりでございます。

(2) 支援内容ですが、①の管理運營業務における光熱費計画額と支出額の差額と、②の管理運營業務収支における収支不足額とを比較いたしまして、いずれか少ない額に相当する額について支援金を支払うものでございます。

最後に、4の今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

議案説明資料の7ページをお願いいたします。

次に、3、児童福祉施設等措置費でございます。

初めに、1の補正理由でございますが、延べ入所児童数の増加により不足する所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

2の補正予算額ですが、2億2,031万7,000円で、財源は記載のとおりでございます。

次に、3、補正金額の内訳でございますが、当初予算編成時に見込んだ年間延べ入所児童数から497人増加したことによる影響額が3億3,843万4,000円、施設事務費の支出減による影響額がマイナス1億1,811万7,000円となっております。

なお、この施設事務費の支出減につきましては、施設に支払う児童1人当たりの単価設定が施設ごとに異なることに起因するものでございます。

こども未来部の補正予算に係る説明は、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部、小名木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、所管について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の9ページをお願いいたします。

4の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る施設改修等補助について御説明させていただきます。

まず、1の補正理由でございますが、令和6年6月の児童福祉法の改正によりまして、令和7年4月に施行となります乳児等通園支援事業に関連する施設改修等に係る補助金につきまして、国が令和6年度補正予算に計上したことを受けまして、所要の経費を補正予算に計上いたしまして、全額、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、乳児等通園支援事業の実施に伴いまして、実施事業での設置を行うために必要な改修費等及び事業所のICT化を推進する機器導入費用の一部を補助するものでございます。

次に、3の補正予算額でございますが、歳出額は734万3,000円でございます。内訳といたしましては、補助金として684万3,000円、備品購入費として50万円でございます。財源とい

たしましては、国費が563万2,000円、一般財源が171万1,000円でございます。

項目上段の改修費等支援の補助基準額といたしましては、改修費 1 事業所当たり432万4,000円でございます。賃借料は開設前月分、1 事業所当たり60万円でございます。補助率といたしましては、国が3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1でございます。予算額は369万3,000円でございます。

次に、項目下段のICT化推進の補助基準額といたしましては、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入等について、1 事業所当たり20万円でございますが、公立施設は備品購入費で対応いたします。補助率といたしましては、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1となるものでございまして、公立施設におきましては、国が2分の1、市が2分の1でございます。予算額は365万円でございます。

次に、4、今後の予定でございますが、今月から乳児等通園支援事業の事業者の公募を行いまして、3月中に事業者認可した後に、4月から5月にかけて補助金交付申請の受付、交付決定後、令和8年1月から2月にかけて対象施設に補助金の支払いをする予定でございます。

なお、公立施設の備品購入につきましては、令和7年4月中を予定しております。

続きまして、議案説明資料の11ページをお願いいたします。

次に、5の公立保育所建て替え補助について御説明させていただきます。

まず、1の補正理由でございますが、千城台東第一保育所の建て替え・民営化におきまして、新園舎開園・民間移管を令和7年4月に予定しておりましたところ、入札の不調、鉄鋼資材の調達の遅れにより工期が延長となりまして、新設保育園の新園舎建設工事の竣工が遅れる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2の補正予算の内容でございますが、繰越明許費設定額は2億8,872万7,000円でございます。また、(1)の民間移管後の新設保育園につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(2)のスケジュールでございますが、当初は、令和6年度中に運営法人による新園舎建設工事が完了し、本年4月に民間移管し、新園舎での保育を開始する予定でございましたが、新園舎の竣工の遅れによりまして、変更後は、本年4月に現千城台東第一保育所にて民間移管を行いますが、現所舎にて運営法人による保育を開始いたしまして、5月以降の新園舎竣工後、新園舎での保育を開始する予定でございます。

続きまして、議案説明資料の13ページをお願いいたします。

次に、6、保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業について御説明させていただきます。

まず、1の補正理由でございますが、保育所等における子供の性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーティション設置等に係る所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

なお、当該予算は、国が令和6年度補正予算に前倒しして計上しましたことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、2の補正予算の内容でございますが、まず、(1)の対象施設といたしましては、市内の公立保育所、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び認可外保育施設でございます。

次に、(2)の補助内容といたしましては、パーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置

費用でございます。

次に、（３）の補助率といたしましては、公立保育所は、国が２分の１、市が２分の１でございまして、その他の対象施設につきましては、国が２分の１、市が４分の１、事業者が４分の１となるものでございます。

次に、（４）の補助基準額といたしましては、１施設当たり１０万円でございます。

次に、３の補正予算額でございますが、歳出額は１,６１０万円でございまして、財源は、国費が９９０万円、一般財源が６２０万円でございます。

次に、４の今後の予定でございますが、令和７年４月から対象施設に周知を行い、交付申請を受け付けまして、７月までに交付決定を行い、実績報告を受けました後、令和８年２月までに対象施設に補助金の支払いをする予定でございまして、公立保育所につきましては、必要な物品を第２四半期に配置する予定でございます。

続きまして、議案説明資料の１５ページをお願いいたします。

次に、７、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業について御説明させていただきます。

まず、１の補正理由でございますが、保育士等の負担軽減及び保育の質の確保のため、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業に係る所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

なお、当該予算につきましても、国が令和６年度補正予算に前倒しして計上しましたことから、今年度の補正予算として計上し、全額、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、２の事業概要でございますが、保育士等の負担軽減を図り、保育の質を確保することなどを目的として、書類作成等の保育業務支援システムの導入等に係る所要の経費を補助するものでございまして、補助対象事由といたしまして、表に記載の４つの事由がございまして、

まず、（１）のシステム導入等につきましては、児童の登降園管理など、一定の機能を有するシステム等を導入するために要した費用について、導入する機能数に応じた補助を実施するものでございます。

次に、（２）の翻訳機器購入費等につきましては、外国人児童の保護者とのやり取りに係る通訳や翻訳のための機器を、新たに購入等をするための費用を補助するものでございます。

次に、（３）の認可外保育施設におけるシステム導入等につきましては、認可外保育事業所において、保育従事者の業務負担を軽減することなどを目的として、児童の登降園管理等の機能を有するシステムなどを導入するために要した費用について、補助を実施するものでございます。

次に、（４）の一時預かり事業に係るシステム導入等につきましては、一時預かり事業利用希望者の手続負担の軽減や実施事業者の負担軽減等を目的として、空き状況の確認や予約手続などを行うためのシステム導入に要する経費を助成するものでございます。

なお、各補助対象事由の対象施設は、表に記載のとおりでございまして、いずれの事由も補助対象経費の負担割合は、国が２分の１、市が４分の１、事業者が４分の１でございます。

次に、３の補正予算額でございますが、歳出額は２,２３０万８,０００円でございまして、内訳につきましては、記載のとおりとなっております。財源につきましては、国が１,４８６万９,０００円、一般財源が７４３万９,０００円でございます。

次に、４の今後の予定でございますが、４月から５月にかけて各施設へ周知を行い、交付申請を受け付けまして、６月以降、各施設の申請状況に応じて交付決定、支払いを行う予定

でございます。

続きまして、議案説明資料の17ページをお願いいたします。

次に、8、民間保育園等運営費について御説明させていただきます。

まず、1の補正理由でございますが、延べ入所児童数の増加や公定価格の単価増などによりまして不足した所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、民間保育園等への運営費といたしまして44億1,199万4,000円の補正をお願いするものでございまして、財源及び内訳は、記載のとおりでございます。

次に、3の補正金額の内訳でございますが、令和6年度当初予算編成時に見込んでおりました年間延べ入所児童数から7,095人増加したことによる影響額が12億6,000万円、国の人事院勧告に伴う公定価格の単価の増額及び単価増に伴う処遇改善等加算額の増額による影響額が31億5,000万円でございます。

こども未来局所管の補正予算に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管、教育みらい夢基金積立金につきまして、教育委員会の議案説明資料により御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

教育みらい夢基金積立金につきまして、1の補正理由ですが、令和6年度の千葉市教育みらい夢基金への寄附金を基金に積み立てるものでございます。

2の補正予算額は7,500万円で、財源は全額寄附金でございます。

3の補正予算の内容につきましては、表に記載のとおり、寄附金として令和6年4月から12月末まで御寄附を頂きました5,925万7,000円と、今後の見込みの1,574万3,000円を計上してございます。

令和6年度の主な充当事業につきましては、記載のとおりとなっております。

資料の5ページをお願いいたします。

学校施設の環境整備等について御説明いたします。

まず、1、校庭整備の（1）国庫補助金の交付決定の対応について。

アの補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となりますことから、併せまして繰越明許費を設定するものです。

イの補正予算額は1億6,523万9,000円で、ウの補正内容は、記載のとおりとなっております。

資料6ページをお願いいたします。

次に、2、エレベーター設置の（1）国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定について。

アの補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、エレベーター設置に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定するものでございます。

イの補正予算額は6億3,600万円で、ウの補正内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ございます。

資料7ページをお願いいたします。

次に、3、学校施設の環境整備の(1)国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定について。

アの補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となります単年度事業については、繰越明許費を設定し、事業期間が複数年度に及ぶ事業につきましては、継続費を設定するものです。

また、既に実施しております継続事業につきまして、前倒しで計画を進めるために年割額を変更してございます。

2の補正予算額は55億7,310万円で、ウの補正内容につきましては、記載のとおりとなっております。

8ページは、継続事業の継続費設定及び継続費変更を記載してございます。

なお、継続費設定につきましては、表の記載に誤りがございましたので、正誤表をお配りさせていただいております。システムに入れさせていただいております。別添正誤表を御覧いただきたいと思います。

表の右下の網かけ箇所、仮設校舎の合計額及びその下の総合計の額を訂正するものでございます。大変申し訳ございませんでした。

説明資料に戻らせていただきます。

継続費の変更につきましては、年割額を変更するもので、事業費の合計は変更ございません。

資料9ページをお願いいたします。

最後に、4、新設校建設の(1)国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の変更につきまして、アの補正理由ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、新設校建設に係る経費を計上するとともに、事業を前倒しで進めるために年割額を変更いたします。

2の補正予算額は5,900万円で、ウの補正内容及び年割額の変更は、記載のとおりとなっております。

補正予算に係ります教育総務部の説明は以上でございます。

○委員長(三井美和香君) 生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

引き続き、11ページをお願いいたします。

指定管理施設における光熱費高騰対応につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の補正理由ですが、原油価格・物価高騰の影響を受ける指定管理者に対しまして増加した光熱費を支援することにより、施設の適正な管理を確保するために支援金を支給するものでございます。

2の補正予算額は1,211万円で、財源は全額国費でございます。

3の補正内容の(1)支援対象施設は生涯学習センターで、(2)の支援内容は、令和6年度の年間収支におきまして、記載の(ア)と(イ)を比較し、いずれか少ない額の支援金を支給するものでございます。当該施設におきましては、(ア)の光熱費計画額を支出額が上回った場合の差額を支給いたします。

最後に、4の今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

教育委員会の予算額の説明については、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらどうぞお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） では、一問一答でお願いいたします。これは、こども未来局、教育委員会、続けてでよろしいですかね。かしこまりました。

それでは、議案説明資料に沿って、まず、こどもみらい未来局のほうからお願いをしたいと思います。議案説明資料7ページです。数字のところをちょっと確認したいと思います。補正金額内訳の中で、延べ入所児童者数の増加ということで、当初見込みよりも増加人数が497人、割合にして32.3%と比較的大きい割合かなと感じられます。これだけ増加した要因について、まずお示してください。

○委員長（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。児童が児童養護施設等に入所する場合に当たっては、児童相談所が施設と調整をしまして、年齢であるとか性別であるとか、そういったところから適当な施設に入所するという形で実施しているところでございます。今回増加した理由でございますが、当初予算策定時より昨年度末から令和6年度にかけまして、児童相談所と施設との入所調整が進みまして施設入所につながった結果として、当初見込みを上回ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。結構、不確定要素がある部分かなと思いましたが、割合的に大きかったので質問をさせていただきました。

では、続きまして、次の質問に移りたいと思います。

これも数字のところを念のため確認したいと思いますのですが、9ページの乳児等通園支援事業に係る施設改修等補助に関してです。3の補正予算額の下の表のところの上段です。改修費等支援というところで補助基準額、改修費が1事業所当たり432万4,000円、あと賃借料が1事業所当たり60万円と。一方で、予算額が369万3,000円ということなんですが、この数字のところを、念のため確認したいと思いますので、御説明いただけますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。お尋ねの件ですけれども、補助基準額としましては、改修費が432万4,000円と賃借料が60万円でございますけれども、この基準額に対しまして補助率が4分の3ということでございまして、補助金となる分が369万3,000円でありますので、こちらが予算額となっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） あくまでも予算額なので補助率を基準ということですね。承知いたしました。施設改修ということなんですけれども、この主な具体的な内容についてお示しいただけますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○**幼保支援課長** 幼保支援課でございます。乳児等通園支援事業の実施に伴いまして、実施事業所の設置に必要な改修費の一部を補助するものでございます。建物の内部に係る改修費でありますとか備品等の購入費などが補助対象となりますけれども、例えば部屋を仕切るための移動式のパーティションの設置費用でありますとか、ベビーベッドなどの保育用品の購入費用などを想定してございます。

以上でございます。

○**委員長（三井美和香君）** 茂呂委員。

○**委員（茂呂一弘君）** ありがとうございます。金額的にそんなに大きくない金額なんです、今回の補助対象を見込んでいる事業所数につきましてお示してください。

○**委員長（三井美和香君）** 幼保支援課長。

○**幼保支援課長** 幼保支援課でございます。乳児等通園支援事業につきましては、保育園、幼稚園などの既存の認可施設で実施されることがほとんどでございます。したがって、施設改修費等を必要としないケースがほとんどでございますので、予算上は、最低限の1か所を計上しているところでございます。

以上でございます。

○**委員長（三井美和香君）** 茂呂委員。

○**委員（茂呂一弘君）** ありがとうございます。既存施設なのでおっしゃるとおりかなと思います。かしこまりました。

じゃあこちらの質問は以上にしまして、こども未来局の最後の質問になるんですけれども、議案説明資料17ページの民間保育園と運営費のところでございます。これも数字のところを確認したいと思いますが、補正金額の内訳の①延べ入所児童数の増加ということで、当初予算時点から7,000人と、割合しては3.5%なのでそんなに大きくはないんですけれども、人数的には7,000人、影響額は12億6,000万円ということで結構大きいかなと思うんですけれども、当初予算策定時から人数比が7,000人余り増加した要因についてお示してください。

○**委員長（三井美和香君）** 幼保運営課長。

○**幼保運営課長** 幼保運営課でございます。この延べ入所児童数につきましては、令和6年度の当初予算を計上するに当たりまして、過去の実績等を基に児童数の増加見込みというものを想定して積算しておるところでございますけれども、この想定を上回る増加となった要因というしましては、近年の共働き家庭の増加等に伴いまして、保育需要、保育所の入所希望というものが想定を超えて高くなっている状況などによるものと考えております。

以上でございます。

○**委員長（三井美和香君）** 茂呂委員。

○**委員（茂呂一弘君）** ありがとうございます。今の御説明で、やはり保育、入所に関する需要の増加、需要が相変わらず強くあるということで認識いたしました。御説明ありがとうございます。

こども未来局についての確認は、以上でございました。

あと、じゃあ教育委員会のほうに行きたいと思います。

同じく議案説明資料のページ数にのっとって質問したいと思いますが、6ページのエレベーター設置の場所を確認させていただきたいと思います。基礎的な質問で恐縮なんですけれど

も、継続費設定の表を拝見しますと、令和6から令和8年度ということで、向こう3か年分の事業費ですとか年割額が記載されておりますけれども、校舎の状態によって異なると思いますが、エレベーターの設置に年数がおおむねどれぐらいかかるのか、まずお示してください。

○委員長（三井美和香君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。エレベーターの設置についてですけれども、発注、入札の募集、そこから完了までおおむね1年余りかかるものと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。おおむね1年余りということで承知いたしました。

続いてですけれども、今回、議案に上がっているのが小中合わせて6校になります。令和6年度末の時点の設置見込みが103校と承っておりますので、これで今回議案に上がっている6校と合わせて109校にエレベーターが設置されるということになりますけれども、この6校は設置されたという前提で、残りのそのエレベーター未設置の学校数と、あと今後の予定についてお示しいただけますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。今回の6校が完了した時点での未設置校は57校となります。今後の予定につきましては、令和8年度に6校の設置を予定しておりまして、実施設計等の予算を7年度当初予算のほうで計上させていただいております。その後につきましては、エレベーターは、必要とするお子さんがいらっしゃるということが確認された時点で設置することにしておりますので、必要に応じて設置してまいります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） かしこまりました。必要に応じて設置ということで承知いたしました。

エレベーターについては以上にしまして、続いて、7ページの学校施設の環境整備の中のウ、補正内容の中の給食費の冷暖房設備整備のところを確認したいと思います。現時点での給食室への空調設備の設置状況についてお示してください。

○委員長（三井美和香君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。給食室がある学校が109校ございます。現時点、令和6年度末の時点になりますけれども、うち93校が設置を完了いたします。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。そうすると、15校が対象校として上がっておりますけれども、今後の設置予定についてお示してください。

○委員長（三井美和香君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。記載の15校のほかに都賀小学校で計16校、未設置校がございますけれども、今回の補正予算によりまして、令和7年度末までに全校の設置を完了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。これも全校設置ということで承知いたしました。迅速に対応していただいております。

私からは以上でございます。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、こども未来のほうですけれども、乳児等通園支援事業についてです。9ページになりますが、実施事業所の改修費は1か所のみとなっていますが、先ほど伺っていたらば、子供受入れの施設は、もう既に子供受入れの対応ができるところなのでほとんど要らないだろうと思いつつ、1か所だけ持っている理由はありますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。先ほど御説明のとおり、多くが既存の認可施設において実施されるものと認識をしておりますけれども、場合によりましては、認可施設でもパーティションが必要というケースもあるでしょうし、あるいは、認可保育施設以外のところで実施をされるという希望があれば相談に応じてまいりたいと思いますので、そのための費用として計上してございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） そういう設備がないところでの預かりとなるとあまり想像ができないんですけれども、さっきパーティションとか、その他それぞれ1事業所でそろえとなれば430万ぐらいはかかりますよというのですか。そのそろえなければならぬものの内訳、1事業所当たり432万円の何と何と何をそろえてこのぐらいの金額という試算でしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。内訳として何が幾らという見積りではございませんけれども、場合によりましては、満額を使用せずに済む場合もあろうかと存じます。そのような想定でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。受入れのときにこども誰でも通園制度、実際に保育施設でという場合とそうじゃないところで、それから実際の保育の場面でも、部屋を仕切って部屋を用意するということもあるのかなと思ったんですけれども、特には、具体的にはないということでした。

次に、もう一つ、ICT化推進というのがありますけれども、入退室管理のためのタブレット、1事業所当たり20万円ということなので、この対象の施設は何か所としてこの金額になっていますか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。予算上は、民間の施設が21か所、公立保育所5か所で計26か所分を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今後、こども誰でも通園制度というのが令和8年度から本格実施ということになると思うんですけども、手を挙げるところがあるかないかというのはあると思うんですが、このこども誰でも通園制度を実施する際には、タブレット端末を導入するというのが条件になるんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。タブレット端末の導入につきましては、必ず実施しなければいけないというものではございません。各施設において導入を判断するものでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 何のためのタブレット端末かということ、誰が来たとか来ないとかということの判断として使うものですか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。想定される用途の一つとして、おっしゃるような入退室管理というものがございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

じゃあ次に、11ページになります。公立保育所の建て替えの補助についてですけども、今回、千城台東第一保育所の建て替え・民営化でということで、令和7年4月に移管して保育開始ということだったんですけども、入札の遅れと鉄鋼資材の調達で工期が遅れるということになります。保育への影響はないのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。新園舎が完成しますまでの間は、現千城台東第一保育所の園舎において保育を実施させていただきます。現園舎につきましては、現状で保育環境に大きな支障がある状況ではございませんけれども、必要に応じて修繕等を行いまして、良好な保育環境を維持してまいりたいと考えてございます。また、児童や保護者に混乱が生じませんように、現保育所と整備運営法人の職員との間で十分に打合せを行わせていただきまして、円滑な引継ぎを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公立保育所から小ばと会ちしろ保育園と名称も変わり、公立から民間ということになりますけれども、今、引継ぎなどをされていると思いますが、4月以降は、新しい民間の小ばと会ちしろ保育園の職員の皆さんが切り替えて千城台東保育所で保育をするということでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。御指摘のとおり、現園舎において小ばと会のほうの職員の方々が保育を行います。公立保育所の職員であった者は、ほかの保育所に異動すると

いう形になります。ただ、４月以降、アフターフォローという形で、もともと千城台東第一保育所の職員であった者が定期的に施設を訪れさせていただいて、様々な相談に応じたりフォローする仕組みがございますので、そちらをしっかりとやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） そしたら今回の予算につけられているのは、公立保育所改築事業ということで２億８,８００万ということですが、新しく建てるということだと思いますので、定員１３０名の保育所を民間で建てるとなると、大体これぐらいの目安でということになるんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。こちらに計上させていただいております２億８,８００万円につきましては、全額が整備運営法人に対する、園舎の新築工事等に対する補助金の金額になります。公費としては、全体としては、もっと多くの金額がかかります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 全体の金額を伺っていいですか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 全体の金額は、ただいま手元に持ち合わせがございません。申し訳ございませんでした。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 補助金として２億８,８００万ということで、全体としては、もっとたくさんかかりますよということだと思います。公立で建て替える場合と民間で建て替える場合というのは、この補助金というのは、千葉市からの補助金ということでいいんですかね。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。こちらの補助金につきましては、国から出る部分と、一部、市が負担する部分がございます、合わせて補助金として法人さんに交付されるという形でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公立の場合は、国からの補助ってありましたか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 公立保育所を建て替える場合には、国から直接的な補助金というものは、交付はされません。いわゆる一般財源化というものがなされている状況です。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。川合委員。

○委員（川合隆史君） じゃあ幾つか一問一答で聞かせていただきます。

まず、こども未来局のほうで、７番の保育等におけるＩＣＴ化推進事業に関してなんですが、これは補正予算という形で組まれているかと思うんですけれども、これは当初の予算でもこの

名目で組まれているのがどれぐらいの規模なのか、分かれば教えてください。

○委員長（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。こちら令和7年度予算につきましては、当初予算で計上する予定でございましたけれども、国が補正予算で前倒したことから、全額を、今般、議案とさせていただいております補正予算として計上させていただきまして、繰越明許費として設定いたしたいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ごめんなさい。当初予算って、令和6年度にもこの名目の予算というのは計上しているのかどうかの確認をさせていただけますか。

○委員長（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。令和6年度予算につきましても、令和5年度の補正予算で国が前倒したものですから、令和5年度中の補正予算という形で上げさせていただきまして、それを繰越明許にいたしまして、総額としては、約2,600万円を予算として計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。この事業の予算というのは、例えば各民間保育園等が、今まで入れていたものというのを今の保育に合わせて更新をしていきます、もしくは、ちょっと古くなったので機種も含めた形での更新ということに対しての対応というのはどういうような形になっているのか、確認をさせてください。

○委員長（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。このシステム導入の補助金に関しましては、初回の1回のみということになっておりますので、新規導入のときに補助金を使っている場合は、更新の際には補助対象外というところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） そうすると、今現状、千葉市の民間保育園では、更新するよといったときには、行政側からの支援は受けられない状況だということで確認をお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。現時点におきまして、おおむね56%の民間園が本市の補助制度を活用していただいておりますけれども、この補助制度の仕組みといたしまして、保育の計画を立てる機能ですとか、園児の登降園の管理に関する機能ですとか、そういった形で機能ごとに補助金が分かれているところでございまして、例えば直近で導入されたのは、キャッシュレス決済に係る機能というものが国の要綱上、新設されたんですけれども、その機能を今まで使っていなかった場合に、そのキャッシュレス決済の機能を新規導入したいという場合には、補助対象とはなるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。そしたら、関連するというよりも確認なんですけれども、公立保育所に関しての今のICTの状況を確認させていただけますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。公立保育所におきましては、令和2年1月から保育業務の支援システムHOICTいうものを導入しております。7年1月に新しく更新したばかりですけれども、そのシステムの中で先ほどと同様に登降園管理ですとか、事務日誌とか保育日誌の管理とかいうことができるようになっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

そしたら、続きまして、議案説明資料の（8）の民間保育園等の運営費についてなんですけれども、これは、大きな補正予算が組まれることになったということなんですけれども、もう少し具体的な運用に関して確認をさせていただきたいんですが、実施、算定される期間というのがどこからなのかということと、費用に関しては、今回の補正予算というのがどういう形で民間保育園にお支払いされるのかというスケジュール的なものを教えてください。

○委員長（三井美和香君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

まず、期間に関しましては、延べ入所児童数の増加に関しましては、期間というものではございませんけれども、人事院勧告分の反映につきましては、人勧の規定に沿って、遡るものは遡らせていただいて、年度当初からの積み上げでお支払いということになります。時期につきましては、現在、整理をしております。給付費に関しましては、3か月ごとの精算と年度末の精算というものがございますので、これら人勧分の反映に関しましては、年度末の精算の中で各施設のほうに支給をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。

続きまして、教育委員会のほうのことで確認させていただきます。補正予算のほうの教育みらい夢基金の積立金に関してなんですけれども、これが大分金額が大きくなってきたという認識がある中で、まずは、これは自分のほうもうろ覚えなので、過去3年ぐらい、どれぐらいずつ基金に寄附があったのかということと、もう一つは、基金の残高の今の現状というのを確認させてください。

○委員長（三井美和香君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。3年間の寄附金ということでお答えいたします。令和3年が約1,100万円程度、それから令和4年が1,960万円程度、それから令和5年が3,400万円程度ということで、年々増加しております。それから、残高ですけれども、令和5年度残高が1億3,590万円となっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。たしか当初、教育みらい夢基金に関しては、

どちらかというたまごプロジェクトであるとかそういうところの費用弁償の部分ぐらいしかなかなか負担ができなかったという形で、学生さんであるとかOBの方たちが各学校にボランティアで入ってくれているものを支援していこうというような認識だった理解があるんですけども、大分これが増えてきて、今回こういう7,500万円という形に関しては、これはきつとふるさと納税の部分だとは理解しておりますし、使途を明記した寄附金がこういう形で集まってくることによって、これからの運用面に関してというところ、いわゆる使い道になってくるかと思うんですけども、より教育の充実を求めた基金だとは思いますが、今後の使い道というのはどんな形のものを使っていくのか、御確認させてください。

○委員長（三井美和香君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。議員御指摘のとおり、ふるさと納税で年々多額の寄附を頂いている状況でございます。現在、令和5年度におかれましては、940万円程度の充当事業をさせていただきまして、令和6年度は、1,560万円程度の充当事業を継続してやっております。さらに令和7年度は、倍の3,000万円程度の充当事業を考えておりまして、さらに2年後は、令和8年になります、千葉開府900年になりますので、それに向けて大きな充当事業等をこれから検討していくところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。私からは以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管について、各事業の補正理由等を確認することができました。こども未来局及び教育委員会、それぞれの事業におきまして、特に委員会としても注力していましたこども未来局におきましては、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に係る施設改修等の補助に関しては、まだスモールスタートでございますが、取組を進めていただきたいと思います。

また、教育委員会におかれましては、学校施設の環境整備等について、前倒しして計画を進めていくことも確認できましたので、しっかり執行いただくようよろしくお願いいたします。

いずれにしても賛意を表明したいと思います。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。意見表明なんですけれども、各補正予算に関しては、まず、物価高騰であるとか施策の拡充のための補正予算と理解しておりますので、これに関しては、賛同するという形でお願いいたします。

1つ、先ほど教育みらい夢基金に関しては、まずは今まで使っていたもの、教育現場にどういう形で人を増やしていくか。当然ボランティア、学生さんであるとか教員を目指している子どもたちが参加するようなプログラムというのが、やはり現場としても非常にありがたいというところもありますし、そういうところをより拡充していただいて、教員は、今なかなか人気がない部分ではありますけれども、実は非常にやりがいのある仕事だということを、なろうとしている人たちに、より体験できるようなプログラムも含めて、この基金を活用した形での運用を

お願いしたいと思います。

私からは、全ての補正予算に関しては、賛成という形で意見表明させていただきます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

お疲れさまでございました。

〔こども未来局説明員入替え、教育委員会退室〕

議案第41号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第41号・千葉市こども・若者基本条例の制定について、議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部、山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。

議案第41号・千葉市こども・若者基本条例の制定について、御説明をいたします。

こども未来局議案説明資料の19ページをお願いいたします。

初めに、1、制定の背景及び趣旨でございます。

本市では、これまで子供・若者施策を重要施策の一つと位置づけ、様々な取組を進めてまいりましたが、増加する児童虐待事案や不登校等への対応が喫緊の課題となっておりますことから、社会全体で子供や若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全ての子供や若者の権利が保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し、自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、大人として将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的といたしまして、条例を制定するものでございます。

次に、2、主な内容でございます。

まず、「前文」については、条例の必要性等について、子供にも分かりやすい表現に留意しております。

次に、第1章の「総則」については、目的や定義、基本理念など、条例の基本的な事項を規定しております。

次に、第2章の「こどもや若者の権利の保障」については、子供の権利に関する基本的事項や5つの柱、家庭や施設等における権利の保障のほか、子供の権利が侵害された場合の相談や救済や相談や支援など、若者の権利の保障などを規定しております。

次に、第3章の「こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画」については、日常生活における意見表明の保障、計画策定等に当たって意見を聴く機会の確保のほか、計画策定や施策実施、施設運営等への意見の反映や社会参画の促進のための周知啓発や機会の設定などを

規定しております。

最後に、第4章の「こどもや若者に関する施策の推進」については、子供や若者、養育者等に対する支援など、施策の推進に関する市の方針のほか、施策を総合的・計画的に推進するためのこども計画の策定や市内部の連携や調整を強化する体制の整備、計画の推進状況の検証のため、附属機関による審議や子供・若者からの意見聴取などを規定しております。

次に、3、施行期日は、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

次に、4、その他です。

(1) 制定に向けた取組でございますが、当事者である子供や若者をはじめ多くの市民の方の意見を聞き、可能な限り条例案に反映させる取組として、千葉市こども基本条例検討委員会による審議のほか、シンポジウムの開催や小学生以上を対象としたアンケート調査の実施、条例検討委員会における子供、若者からの提言発表、パブリックコメント手続などを実施いたしました。

次に、(2) 千葉市こども基本条例検討委員会条例の廃止ですが、千葉市こども・若者基本条例の制定によって、その設置目的を果たすため、千葉市こども基本条例検討委員会は、廃止することといたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 御説明ありがとうございます。先日の予算審査の特別委員会の分科会の中でも、こども・若者基本条例のことに關して審査した中で、子供の参画のところの事業の中でお話をさせていただいたんですけれども、そのときにも、この条例ができたことによって、総合的な施策の取決めをしなければいけませんかねというようなことを考えていますと。この中の説明資料の2の主な内容の中に、第4章に関しては、「施策を総合的・計画的に推進するためのこども計画の策定」という文章がありますが、これがそれに該当するのかなと思っています。なんですけれども、この辺の検討の準備についてお聞かせいただきたいのが1つと、もう一つ、教育委員会さんがいらっしゃればよかったんですけれども、との連携は、この時点でどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

一括ですので、以上2つをお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

まずは、1つ目のこども計画に關してましてですけれども、現在、千葉市こどもプランの第2期を策定しておりまして、その計画が、今年度末をもって第2期の計画期間が終了しますことから、次期こどもプランにつきまして、これまで内部で検討したりですとか、あるいは、現在、パブリックコメントの手続を実施しているところでございます。その中で次期計画につきましては、こども・若者プランということで、従来の子供施策に加えまして、若者施策に關しても注力して取り組んでいくということを盛り込むような計画として取り組んでおりまして、この辺りの子供・若者施策を総合的・計画的に推進するためにそのような計画を策定して、それは今年度中に策定いたしまして、この4月から、順次、5年間の計画ということで、それぞれの計画に沿って、計画に規定していますそれぞれの事業、施策を進めていく予定でございます。

す。

もう一つ、教育委員会との連携ということですが、子供の権利をはじめといたしまして、こども・若者基本条例の目的ですとか趣旨、こういったものを、当事者である子供に理解を深めていただくことが重要であると考えておりまして、その辺りの周知啓発の方法とか、あるいは、学校の教職員の方にも子供の権利あるいは条例の趣旨・目的等を理解していただくということで、教育委員会との連携は重要なものと考えておりまして、現在、これまでもワーキンググループという形で、担当者レベルで条例制定後の取組について様々検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 森山委員。

○委員（森山和博君） ありがとうございます。じゃあ1つ目の総合的・計画的に推進するためのこども計画は、年度内ということでしたら、ある程度、柱となる、こういう構成でというのは発表できるものでしょうか。粗々で構わないので、こういう構成の計画ですというのを教えていただければと思います。学校現場、特に教育委員会さんとの連携に関しては、非常に重要な関係なんだろうと。要は子供の皆様、もちろん学齢期以外の方も対象になるんだろうと思うんですけれども、まずは学校にいらっしゃる児童・生徒の皆さんに、自発的にこういうことに取り組んでいただかなければいけない。要は、結局、大人が介入して大人にやらされているというのを解消しなきゃいけないということを私たちも学びましたので、その辺の難しさというのがあると思うんですけれども、この辺は何か新しい考えがあるのか、今現時点で教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

まず、計画の構成でございますけれども、基本理念といたしましては、これまで従来の基本理念に若者の視点も加えまして、「こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち『ちば』の実現」というものを基本理念とすることとしております。

また、施策体系につきましては、こども大綱を踏まえまして、例えばライフステージを通した取組ですとかライフステージ別の取組、また子育て当事者への支援に関する取組、こういった項目ごとにそれぞれ基本施策を設定いたしまして総合的に推進することとしております。

また、教育委員会との連携での新しい取組ということですが、詳細につきましては、また今後、検討していくことにはなるとは思うんですけれども、条例の中でもうたっております日常的な子供たちの意見表明をする機会を設けるということと、その子供たちの意見を聞いたときには、可能な限り運営等に反映させるとともに、反映できない場合は、何で反映できないのかというところの理由の説明に努めるということを規定しておりますので、こういった条例に基づいて、子供たちの意見表明が学校現場等で保障されていくような取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 森山委員。

○委員（森山和博君） ありがとうございます。子供、若者の皆さんと一緒にいろいろ取組を

進めていただきたいなと思いますし、行政だけじゃなくいろんな主体の方と連携なすることで、いろいろファシリテートの上手な組織もあるように伺っておりますので、連携をしっかりとやって、子供、若者の皆さんが主体的に発言なすることが文字化されることが大事なかなと思いますし、多分今は、行政とかこういう政治が行き届いていない世代の方々の声を知るのも非常に大事なかなと思っていますので、その辺の吸い上げるやり方だったりとか、私たちも検討していきたいなと思っておりますので、質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。川合委員。

○委員（川合隆史君） 一問一答で。

まずは、この条例制定が今回発議されているということに関して、本当に所管を担う皆さんの御苦勞に敬意を表すとともに感謝を申し上げたいと思います。非常に長きの間、代表質問であるとか一般質問でも、この条例制定に対して進捗を会派としても確認をさせていただいたんですけれども、この条例ができることに関して、非常に期待しているところでございます。

質問としては、後でまた意見表明はさせていただくとは思いますが、条例の特徴と実効性について、今回、このこども・若者基本条例、通常、ほかの都市では、こども基本条例みたいな形でつくられるところに若者という名前をわざわざ入れたということが、当初からそういうような形で、幅広い若い人たちの世代に向けての条例の制定なんですという説明を受けている中での今回の条例の特徴と実効性について、まずは確認させてください。お願いします。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。まず、この条例の特徴といたしましては、子供から若者にかけての切れ目のない支援が重要であることを鑑みまして、一律に年齢で区切らないように子供を定義するとともに、若者についても条例の主対象として追加しております。また、児童虐待等の根絶に向けた強い姿勢を示すとともに、子供の権利侵害に関する救済制度を規定しておところが特徴であります。加えまして、条文は、ですます調とするということと、前文については、小学校高学年の子供でも理解できるように、子供に親しみやすい表現に留意しているところが特徴だと捉えております。

また、実効性につきましては、こういった条例の内容について周知啓発を図るところで、年代別のリーフレットを作成することによりまして、子供や若者から大人まで幅広い世代に理解を深めていくことを進めていくと考えております。また、施策をより一層推進するために、市内部の連携とか調整を強化する体制の整備についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） ありがとうございます。まず、そういう形で御確認させていただきました。

質問は以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

先ほど子供から若者までと、一律で年齢で区切らないというお話でした。とはいえ条例で示すということになりますと、子供といった場合は何歳で若者といった場合は何歳を指すのか、

伺います。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。こども基本法ですとかこども大綱を踏まえまして、この条例案では、子供については心身の発達の過程にある者と、また、若者につきましては、思春期または青年期にある者と定義しておりまして、それぞれ具体的な年齢は示していませんけれども、ゼロ歳から、施策によっては30歳代までを想定してございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。ゼロ歳から30歳まで切れ目のないという支援だと思えますが。条例の対象となる幅が広いということもあるので、子供、若者の年齢相応の対応窓口、それから対応の機関というのは設けられるのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。現在も社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳までの子供、若者とその家族を対象といたしました子ども・若者総合相談センター「L i n k」を設置しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 非常に幅広で、「L i n k」というのが一つ窓口にはなるということでした。

幅広ということと、それから年齢相応の対応をしていく、何よりも若者、子供たちの意見表明を大事にするというのが特徴だと思うんですが、意見表明となった場合に、その保障と併せて信頼関係をつくるという工夫は、どうしても必要になってくると思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三井美和香君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。条例案では、子供や若者から意見を聴取する場合には、必要な情報の提供など意見を形成するために必要な支援を行うよう努めることや、意見を表明することが困難な子供や若者につきましては、個性、発達及び理解の程度、生育環境等に配慮するとともに、必要に応じまして支援者による意見の代弁など、多様な手段を確保するよう努める規定を設けておりまして、子供や若者が信頼して意見を表明するための支援に努め、子供や若者との信頼関係の構築にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（盛田眞弓君） 以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。川合委員。

○委員（川合隆史君） それじゃあ意見を言わせていただきます。社会全体で子供や若者を支援する機運を高めるために、当事者である子供や若者をはじめ多くの市民の意見を丁寧聞いていただいて、できる限り、可能な限り各条例案に反映させることを重視し、様々な取組を実施して今回のこの条例に盛り込んでいただいていることに関しては、非常に高く評価するところでございます。

また、先ほども確認をさせていただきましたけれども、本条例案に関しては、児童虐待の根絶に向けた強い姿勢だということと、権利侵害に対する救済制度の新設など、非常にそういうところを特徴としていて、また、もう一つは、実効性を高めるために、幅広い年代への周知啓発や市内の内部体制にも取り組むということが条例の中にも示されているということに関して、非常にしっかりと作り込んでいただいているなど認識するところでございます。

このこども基本条例って、基本的には、ほかのところを考えると理念条例的なもので、運用に関して、なかなかどういうふうにしていくのかがはっきりしない部分というのが、ほかの都市なんかでは見受けられる部分もありますし、先ほど言われたように、子供、若者の切れ目のないということも含めて、やはりしっかりと権利を守っていったり、若者がこれから夢を持って生きていけるというところをどう後押ししていくかという本当に重要な条例にもなると思います。単なる理念にとどまらないように、実際に機能する条例として適用されることというのを期待いたしまして、この条例案に関しては賛成させていただきますので、よろしくお願いいたします。いろいろと御苦労さまでございました。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。森山委員。

○委員（森山和博君） 条例制定には賛成いたします。しっかりこの条例の中身のことをみんなで学びながら施策に展開できるように努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございせんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 非常に長きにわたってたくさんの方の意見を聞いてつくられたこども・若者基本条例だと思います。ただ、これを实际的に使っていくときには、幅が広いだけにいろんな方の関わりが多くなるというのと、それからきめ細かなと、それから特化した問題については、どのように具体的に対応していくのかという詰めは必要になってくるかと考えております。条例については、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言ございますか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） この条例に関しては、賛成をさせていただきたいと思うんですが、年代によってそれぞれ状況が違ったり、意見聴取をするのに大変苦勞をするのではないかなと思うんですね。

その対応によって子供が居場所ができるかどうか、あるいは、それ以外にもっと自分自身が苦しくなったりというような部分があると思うので、これを、子供を守るための条例として使っていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第41号・千葉市こども・若者基本条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第42号・千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 議案第42号・千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明いたします。

議案説明資料の21ページをお願いいたします。

初めに、1、制定の趣旨でございますが、これまで一時保護施設は、児童養護施設の基準を準用することとされておりましたが、国において、新たに一時保護施設に関する基準が制定されたため、児童福祉法の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

次に、2、条例の内容でございます。

アの対象施設につきましては、千葉市が設置する一時保護施設が対象で、現在は1か所となります。

イの基準の概要でございますが、一時保護施設における職員配置、設備、運営に関する基準を定めるものであり、国基準と同様の基準を定めるほか、独自の上乗せ基準として、本市の他の社会福祉施設と同様に、非常災害に備えた物資の確保に係る基準を設けるものでございます。

なお、米印のところでございますが、経過措置を設けておりまして、設備に関しては、現在の施設には従前の基準を準用いたします。

また、職員に関する基準のうち、心理療法担当職員を児童10人につき1人配置という基準が現時点では満たせないことから、令和8年3月31日までは、従前の基準を準用することとしているものでございます。

次に、3の施行期日は、公布の日でございます。

次ページをお願いいたします。

基準の主な内容は記載のとおりとなりますが、これまで準用してきた児童養護施設の基準と異なる主なものといたしまして、1、職員配置に関する事項では、アのうち3歳児以上に係る児童指導員等の数、イの心理療法担当職員の数、ウの夜間の職員配置について、これまでより手厚い配置となっているほか、エの管理者及び指導教育担当職員の配置について、新たに基準が設けられております。

次に、2、設備に関する事項では、イのユニット整備に努めること、ウのうち少年について、定員は1室1人ということで個室にすること、面積は8平方メートル以上に努めること、エの児童の年齢、性別、性的志向、ジェンダーアイデンティティー等に配慮することという基準が設けられております。

次に、3、運営に関する事項では、イの児童の権利擁護等について、一時保護を行うに当たっての理由その他必要な事項についての児童への説明などの基準や、オのうち4つ目、児童の希望や環境等を勘案した通学の支援その他必要な措置を講ずることという基準が設けられております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

今、細かく御説明いただいたように、国が職員配置ですとか設備ですとか、それから運営についての基準を変えた背景について伺います。

○委員長（三井美和香君） こども家庭支援課企画調整担当課長。

○こども家庭支援課企画調整担当課長 こども家庭支援課企画調整担当課長でございます。国が基準を変えた背景でございますけれども、一時保護というのは、子供にとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となる、そういったことから、これまで準用をしていた児童養護施設の基準から独自の基準を制定することとなっております。

なお、この基準におきましては、一時保護施設における子供の状況が様々であり、個々の事情に応じた個別ケアが求められていることを踏まえまして、子供の権利擁護や個別的なケアを推進するための配置基準など、一時保護施設の質を担保するための事項が規定をされております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。国の基準に加えて、本市独自の上乗せ基準ということで物資の確保など、現状からこれをするとうどう変わるのか伺います。

○委員長（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。従前より3日分の水、それから食料、衛生用品等を備蓄しておりまして、今回、この条例制定によっても、特段、実務としては、変わるころはございません。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 変わらないけれども、独自の上乗せ基準を加えたということですか。なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。森山委員。

○委員（森山和博君） 特に条例に反対するものではないんですけれども、説明文2の米印、経過措置というのがついていることなんですけれども、一部分だけまだ間に合いませんというようなことというのは、往々にしてあるようなものなのかというのだけ確認させてください。

○委員長（三井美和香君） 東部児童相談所長。

○こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 東部児童相談所でございます。まず、経過措置の設備の部分に関しましては、これは、どうしても新しく施設をつくるとか、改修とかを待つしかないというようなことは、一般的にもあろうかと思います。

もう一つ、職員に関するものでございますが、他の基準でこれが往々にしてあるのかどうかというのは、なかなかお答えが難しいところですが、今回の事例につきましては、どうしても経過措置を設けずに、例えばこの1か月後の4月から職員をきっちり配置しようとする、昨年の今よりもう少し前ぐらいから職員の採用の計画を立ててとやらないと間に合わない。そうすると、そもそもこの国の内閣府令が出る前から準備をしなきゃいけないということになります。また、そのときに情報を得て、そのときから準備してということも可能は可能かと思いますが、今、児童相談所は、若い職員、新規採用の職員が非常に多うございまして、この心理担

当療法職員に関しましては、新人、採用してすぐに配置というよりは、何年かたった後で配置というのが望ましいというようなこともありまして、全体のバランスを見て配置したいというのもありまして、経過措置を採用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。了解いたしました。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。

御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号・千葉市一時保護施設の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第43号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 議案第43号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

議案説明資料の23ページをお願いいたします。

初めに、1、改正の趣旨でございます。

国基準の一部改正に伴いまして、里親支援センターに関する基準を設けるほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

まず、（1）里親支援センターの設備及び運営に関する基準の追加についてです。児童福祉法の一部改正により創設された里親支援センターに関する基準について、内閣府令と同様の内容を定めるものでございます。

里親支援センターにつきましては、米印に記載のとおりでございます。

なお、参考といたしまして、国基準の概要を記載しております。

次に、（2）給付金として支払いを受けた金銭の管理に係る対象施設に母子生活支援施設を追加についてです。令和6年10月1日から児童手当の支給対象が18歳到達の年度末までに拡大されたことにより、母子生活支援施設に入所中の母で18歳到達の年度末までの間にある者については、当該施設の設置者に対して児童手当を支給することとされました。これに伴い、基準の府令と同様に、給付金として支払いを受けた金銭の管理に係る規定の対象施設に母子生活支援施設を追加するものでございます。

最後に、（3）栄養士法の一部改正に伴う管理栄養士の追加でございます。アに記載の施設

につきましては、配置すべき職員について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に、イの保育所につきましては、保育所外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている配慮について、「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に定めるものでございます。

3、施行期日は公布の日でございますが、2（3）の改正につきましては、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

里親支援センターについて伺いますが、今回、この条例一部改正ということになると、今現状、千葉市はやっているものとしてどう変わるのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。今回の条例改正の経緯から説明させていただきますと、里親支援センターは、令和6年4月1日施行の児童福祉法改正によって創設された児童福祉施設でございまして、施行後1年間は、内閣府令の基準を当該自治体の条例で定められた基準とみなすことができるという経過措置がございました。今回、この経過措置が切れるタイミングで、児童福祉法上、自治体で基準を設けなければならないとされているため、里親支援センターの設置がなくても条例の改正が必要となるものでございます。したがって、条例の改正により直ちに施設の設置が必要になるとか何か影響があるものではございませんが、将来的な里親支援センターの設置に関しましては、国や他都市の状況を注視しながら必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 実際に、今、「千葉市 里親」とすると、NPO法人キアアセット里親さんと、それから児童家庭支援センター子里、2つ出てきますけれども、そこに対しての何か特別な支援だとか、この条例が変わりますのでみたいな、そういうものが発生するのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。今、指摘を受けましたNPO法人キアアセットさんに関しましては、千葉市の里親支援の取組、これは、里親養育包括支援事業といった形でホスティング事業として行っているところでございます。

したがって、この改正に関して、直接ホスティング事業に影響が生じるということではございません。今、児童家庭支援センターの子里の話が出ましたが、子里に里親支援専門相談員さんがいるわけではなくて、この本体部分の児童養護施設のほうに里親支援専門相談員がいるわけなんですけれども、里親支援専門相談員が入所している児童の里親のマッチングの支援であるとか、あるいはマッチング後の相談であるとか、そういったところに取り組んでいるところで、これもこの改正に直接影響があるものではございません。

以上でございます。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第44号・千葉市児童相談所条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 議案第44号・千葉市児童相談所条例の一部改正について、御説明いたします。

議案説明資料の25ページをお願いいたします。

初めに、1の改正の趣旨でございます。

児童虐待相談対応件数の増加に伴いまして児童福祉士等の職員数が増え、執務スペースの狭隘化、相談室の不足等が生じておりますことから、令和7年4月1日から当分の間、西部児童相談所が、千葉市療育センター分館のあります「はまのわ」へ仮移転するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、西部児童相談所の位置を、「美浜区高浜3丁目2番3号」から「美浜区高浜3丁目3番1号」へ変更いたします。

次に、3の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

なお、4に参考といたしまして案内図を示してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

児童虐待件数の増加に伴って児童福祉士等の職員数が増えるということなので、児童虐待の数と職員数について、まず初めに伺いたいと思います。

○委員長（三井美和香君） 西部児童相談所長。

○西部児童相談所長 西部児童相談所でございます。児童虐待相談対応件数の推移を申し上げます。令和3年度が2,277件、令和4年度が2,472件、令和5年度が2,409件となっております。職員数の推移でございますが、令和4年度が114名、令和5年度が133名、令和6年度が152名となっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。執務スペースの狭隘化ということで、相談室不足ということで、「はまのわ」に仮移転をするということですが、この移転に当たっ

ての整備内容の詳細について伺います。

○委員長（三井美和香君） 西部児童相談所長。

○西部児童相談所長 西部児童相談所でございます。西部児童相談所は、「はまのわ」の3階部分に仮移転をすることとしております。

執務室、相談室、会議室、心理療法に使う部屋など必要な諸室を整備しますとともに、来年度4月からの業務の開始に向けまして、空調ですとか電話回線などの設備工事も行っております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 広さ的には問題がないのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 西部児童相談所長。

○西部児童相談所長 広さにつきましては、十分な広さが確保できていると考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、仮移転先でどの程度の期間運営するのか、どう考えているか伺います。

○委員長（三井美和香君） 西部児童相談所長。

○西部児童相談所長 西部児童相談所でございます。東部児童相談所が新施設に移転しました後、現在の児童相談所施設を継続して使用しますためには、改修が必要と考えておりまして、仮移転先での運営期間は、その必要な改修が完了するまでと考えております。東部児童相談所の移転につきましては、令和11年度中の予定となっておりますが、移転整備の進捗の状況によりまして変わってくる可能性もあるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 児童相談所の2か所化というのは、これまでずっと準備されてきたと思います。いよいよ「はまのわ」に移るということで、民族の大移動になると思うのです。移転の工事完了までを令和11年度としているけれども、いろいろうまくいくかいかないか分かりません。期間が大分長くということになるので、仮移転であっても、利用している子供たちや、それから執務を行う職員の皆さんに、快適にという言い方が正しいかどうか分かりませんが、業務がしっかりと行えるような形で整えていただくことが必要だと思いますので、賛成いたしますが、意見は言わせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第44号・千葉市児童相談所条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
説明員の入替えを行います。
お疲れさまでございました。

[こども未来局説明員入替え]

議案第45号、第47号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第45号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第47号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正についての2議案につきましては、関連がありますことから一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部、小名木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座のまま御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の27ページをお願いいたします。

議案第45号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明させていただきます。

まず、1、制定の趣旨でございますが、児童福祉法の改正に伴いまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営基準を定めるものでございます。

次に、2の制定の理由でございますが、児童福祉法が令和6年6月に改正され、令和7年4月に施行されることに伴いまして、児童福祉法において乳児等通園支援事業制度、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されたところでございます。同法第34条の16第1項におきましては、運営に関する基準を「条例で基準を定めなければならない」とされていることから、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

乳児等通園支援事業につきましては、米印に記載のとおりでございます。

次に、3の条例の主な内容でございますが、設備及び職員等の基準につきましては、内閣府令と同じ規定とするものでございます。

そのほか、内閣府令とは別に、保育所など千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定する他の施設と同様に、非常災害に備えた物資の確保に関する規定を設けるものでございます。

内閣府令の主な項目といたしましては、設備基準につきましては、乳児室は子供1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は子供1人につき3.3平方メートル以上、保育室または遊戯室は子供1人につき1.98平方メートル以上、必要とするものでございます。

また、職員の配置基準につきましては、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満6人につき1人以上、必要とするものでございまして、職員の保育士資格につきましては、従事者の半数以上が必要であり、保育士以外の従事者は、子育て支援員研修などを終了した者となります。

なお、内閣府令とは別の市独自の基準といたしましては、地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めることを規定するものでございます。

4の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

続きまして、ページが飛びますが、議案説明資料の31ページをお願いいたします。

議案第47号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について、御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、児童福祉専門分科会設置認可部会の審議調査事項及び特定教育・保育施設等重大事項検証部会の検証対象範囲に乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関する事項を加えますため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の経緯でございますが、児童福祉法の改正により新たに規定されました乳児等通園支援事業につきまして、市以外の者が事業を行う場合の市長の認可に当たりましては、児童福祉審議会に意見を聞かなければならないとされたことによるものでございます。

また、子ども・子育て支援法に規定されております特定教育・保育施設等における死亡事故やその他の重大事項についての分析及び再発防止策の検討を目的として、児童福祉専門分科会には、特定教育・保育施設等重大事故検証部会が設置されておりまして、乳児等通園支援事業の創設に伴いましては、同様の対応が必要でありますことから、検証対象の範囲に乳児等通園支援事業を追加するものでございます。

乳児等通園支援事業及び児童福祉審議会につきましては、米印に記載のとおりでございます。

3の改正内容でございますが、趣旨と同様でございますので説明は省略させていただきます。

4の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、第45号のこども誰でも通園制度についてですけれども、保育所などに入所していない満3歳未満の乳児または幼児のための通園支援事業ということだと思っておりますが、子供にとって適切な遊びとか、それから生活の場というのをどのように規定されているのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。乳児等通園支援において提供されます遊びでありますとか生活の場の具体的な内容につきましては、現在、国のほうで作成しております本事業の手引等においても改めて提示がなされるものと考えておりますけれども、現に保育所等で提供されている内容と同趣旨であると認識をしております。児童の心身ともに健やかに育成されるために提供されるべきものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 支援事業を利用する場合に何か条件みたいなもの、あるいは何らかの制約みたいなものはありますか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。市内に在住されます0歳6か月から満3歳未満のお子さんということでありまして、保育所等を利用していない方という要件以外に制限はございません。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） それでは、受け入れる施設側の体制とか環境とか人員の確保について

伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。実施施設につきましては、条例に定める設備でありますとか、職員配置を含めた運営に関する基準を満たす計画であることを確認しました上で認可をすることとなります。運営開始後につきましても、書面ですとか実地におきまして基準を満たしていることを確認してまいります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、47号のほうで、今回、こども誰でも通園制度の事項を加えるということで言えば、死亡事故、その他重大事故についての分析及び再発防止策の検討目的ということで、社会福祉審議会というところで話し、審議をすることが必要だということだとさっき御説明があったと思うんですが、これまでにこの条例についての審議などが行われたのか伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。昨年12月の24日に開催されました第2回の社会福祉審議会児童福祉専門分科会におきまして、条例の内容を御説明し、本定例会において議案を提出する旨をお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） そこでの主な意見、どんな意見が出されたのか、支障がなければ御紹介ください。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。この12月24日の分科会におきまして、この条例に関して直接的な御意見というものは、頂戴はしておりません。

なお、11月に、これに先立って開催された第1回の分科会におきましては、当局からその試行的事業の概要でありますとかそういったことを報告させていただきました際に、保育人材の確保ですとか経営面での難しさについての御指摘でありますとか、市としてこの事業に力を入れていってほしいといった御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 議案第45号、47号は、乳児等通園支援事業を行うに当たっての既存の条例の一部改正であることを理解いたしました。全ての子供の育ちを応援して子供の良質な生育環境を整備すると、この制度の創設の説明を受けてきましたが、保育所等の集団生活は、家庭では得られない体験を育む機会となることと期待しております。子供同士の遊びこそ、数値には表せませんが、非認知の能力を伸ばすと言われております。専門家からの指摘では、近年の子供は外遊びがなくなって、遊ぶ時間、空間、仲間を失っているよというような指摘もござ

いますことから、しっかりこれら条例を整備しまして進めていただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） まず、47号については、分科会のほうで行われたということで承知をいたしました。反対するものではありません。

45号についてですけれども、適切な遊び、生活の場というのが、これから手引ができるということですが、今、保育所で行われているような子供たちに提供されるものが同じ条件ということだと思います。始まったばかりで、まだ試行的に行われているもので、その中でも利用の時間、それから保育人材の確保をということが社会福祉審議会の分科会のほうでも出されていて、この委員会でも、こども誰でも通園制度の先進しているという福岡に行って、やはり時間が必要であったり、それから給食の提供だとか、福岡市独自で上乗せをして行っていて、さらに喜ばれているということも聞きました。

それから、試行的事業においてこの委員会でも、公開はしていませんでしたが、受入れをしていただいた事業者さんの意見も聞いて、やはりこのまま同じ条件で今年度行うということについては、いささか違和感というか、もう少し意見を聞いたのであれば、それに沿う形で拡充することが必要だったんじゃないかということは、否めないかなと思います。必要とする方がいて、受け入れてくれる側の施設があって成り立つものだと思いますので、双方から出されている共通の時間の延長、それから人材の確保を含めて、もう少し工夫をして進めていただかなければならないであろうということを、意見を申し上げて、反対をするということまでは申し上げます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第45号・千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第47号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第46号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第46号・千葉市保育所施設管理条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 それでは、引き続きまして御説明させていただきます。

議案第46号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正についてでございます。

こども未来局議案説明資料の29ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨及び内容でございますが、都保育所、千城台東第一保育所及び弁天保育所の建て替え・民間移管に当たりまして、現保育所を廃止するため、また、高浜第一保育所と高洲第二保育所の統廃合に伴いましては、高浜第一保育所を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

3の説明経緯及び今後のスケジュールでございますが、まず、(1)の建て替え・民間移管につきましては、令和4年に建替実施計画を策定し、保護者説明会を開催、令和5年度には整備・運営法人を決定し、10月からは、保護者、法人、市による三者協議会を開催、令和6年度には共同保育を実施、移転先用地に新園舎建設を進めてまいりました。本年4月には、民間移管を行う予定でありますため、併せて都保育所、千城台東第一保育所及び弁天保育所を廃止いたします。

なお、整備・運営法人につきましては、次のページにかけて記載させていただいております。次のページ、30ページをお願いいたします。

(2)の統廃合につきましては、令和3年に統合・建替実施計画を策定し、保護者説明会を開催、住民への周知を行ってまいりました。本年4月には、高洲第二保育所、高浜第一保育所の統廃合を行う予定でありますため、併せて高浜第一保育所を廃止するものでございます。

ページ下部の位置部を御覧いただきたいと存じますが、統廃合に当たりましては、まず、本年4月以降、高浜第一保育所に在籍している児童は、高洲第二保育所に通所していただきます。その後、高浜第一保育所を解体いたしまして、同一用地に新所舎を建設いたします。新所舎完成後、それまで高洲第二保育所に在籍している児童たちは、現在の高浜第一保育所の用地に新しく建設された保育所に通う形となるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

今回、都保育所、千城台東第一保育所、弁天保育所の建て替えと民間移管についてということですが、1つ目に、3つの保育所の移転用地というのは、これはどこで、新園舎の建設の状況について伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。まず、都保育所につきましては、近隣の都公園の一部へ移転、それから千城台東第一保育所につきましては、旧千城代台南小学校の跡地に移転、それから弁天保育所につきましては、旧千葉公園体育館の駐車場跡地に移転ということになります。千城台東第一保育所につきましては、工期に遅れが生じたことから、先ほど繰越しの補正議案を上程させていただいたところでございます。ほかの2か所につきましては、計画どおりに進んでおります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 共同保育の期間をどの程度持たれているのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。共同保育につきましては、令和4年度に、小倉台あるいは小深保育所を民間移管する際の共同保育のときから1年間に拡充をしました。その前は4か月間で行っていました。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） この3つの保育施設における保育士の確保に問題はないのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。いずれの保育所におきましても、おおむね想定どおりの職員を確保できているという報告を受けてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 保育所の定員数と入所児童数について。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。令和7年の1月時点で、都保育所につきましては、定員120人に対して入所児童数が97人で、ちなみに移管後の定員が110人でございます。千城台東第一保育所につきましては、定員180人に対しまして入所児童数が123人、こちらは移管後の定員が130人になります。弁天保育所につきましては、定員90人に対して入所児童数87人、こちら移管後の定員が95人となっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今後、施設の建て替えの際に公立保育所から民間移管となる予定の施設は、何施設ありますか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。公立保育所の施設管理に関する基本方針におきまして、60か所の公立保育所のうち23か所を民間移管することとしておりまして、令和7年4月時点でこのうち9か所が移管済みとなりますことから、今後は、残る14か所の移管を進めていくことになります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今回、3つの保育所の民間移管で、千葉市の公立保育所は何か所になるということでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。これら3か所の民間移管と統廃合に伴う高浜第一保育所の廃止がございます。これらを含めまして、令和7年4月時点で公立保育所は50か所ということになります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 高浜第一保育所と高洲第二保育所の統廃合も含めてということでしたが、ここ2つ、そもそも両施設を統廃合する理由は何でしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。高洲、高浜の地区には、公立保育所が現時点で4か所設置されておりますけれども、現時点で高浜第一保育所は、定員90人に対しましてお子さんが33人、高洲第二保育所につきましては、定員80人に対して54人と、いずれも入所児童数が定員を大きく下回る状況でございまして、今後も保育児童の減少傾向が続くものと見込まれますため、建て替えの機会を捉えまして2か所を統合して、より良好な環境で保育を提供したいという考えに基づくものでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 統廃合については、令和2年から説明されているということで、かなりの期間がたっていますけれども、その理由と、その間に説明会が何回行われたのか伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。早めに御説明をということで説明をスタートしたのが令和2年でございましたので、初回がその時期になってございます。令和2年の11月、それから令和3年の12月、それから令和6年の1月の3回、説明会を開催させていただいております。

現時点で保護者の皆様から強い御不安ですとか御心配の声というものは上がっておりませんが、引き続き丁寧な対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 名称は、高浜第一保育所が廃止なので高洲第二保育所という名前で、新しい保育所はそういう名前で行われるのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。一旦、高洲第二保育所に、お子さんに移っていただくそのときには、つまり来年度につきましては、高洲第二保育所のままになるかと思えます。その後、高浜第一保育所がある場所に新しい園舎が建って、そちらにまた移るわけですが、そちらに関する名称というものは、まだ決めていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。さっき令和7年の4月で公立保育所は50か所で、千葉市全体で公立保育所が50か所ということになるとと思いますが、今、民間さんが運営している保育園とか小規模の施設は何施設あるのか、公立と民間の割合にしたらどういう比較になるのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。現在の公立保育所の施設管理に関する基本方針におきましては、この同法人の計画期間、令和22年度までの間につきましては、今後、保育需要ですとか社会情勢の変化によって、統廃合ですとか民間移管の追加があり得るものの、34か所を

公立保育所として存置するということになってございます。民間施設のほうにつきましては、将来的に何か所になるということは申し上げられませんが、令和7年4月の時点では、小規模保育事業等も含めまして民間の認可保育施設と言われるものは、266か所になる予定でございます。

以上でございます。

○委員（盛田眞弓君） 割合は分かりますか。

○幼保支援課長 将来、民間施設が何か所になるかというのが分からないので、その割合というのを一律に今の時点で申し上げることはできませんが、民間保育施設が令和7年4月ですと266か所で、公立保育所が50か所になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 待機児童解消という課題も含めて解決するために要件を緩和して、園庭のない保育所でも近隣の公園があれば大丈夫として認可を広げてきました。結果、毎日の公園の往復の際に、児童と保育士の安全確保のためのキッズゾーンの設置というのが今は必須と言われています。また、施設を設置するのも撤退するのも、民間事業者の都合や事情でできることになっている。千葉市はそこに丸々責任を持っていないので、事業者さんの、法人さんの都合でということであれば、閉めてしまう場合も極端に言えばあると考えます。こういう形で令和22年までの間に公立保育所を34か所にするとしましたけれども、公立保育所を減らして民間保育施設を増やしてきたことについての見解を伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。先ほどの基本方針におきまして、公立保育所の建て替えを計画するに当たりまして、個々の立地条件でありますとか周辺地域の保育事情、保育資源の状況、それから費用対効果等を総合的に勘案しまして、公立として存置するもの、それから民間移管をするものを決めたところでございまして、現状では、十分な公立保育所が存置されるものという認識であります。近年急増してまいりました保育需要に対応するために民間の事業者による受皿整備を図ってまいりましたが、認可保育所における保育につきましては、保育所保育指針のほか、法令等に基づく基準ですとか市の条例にのっとって実施されておりますことから、公立化・民間化による優劣はないものと考えてございます。安定的な保育の提供でありますとか保育の質の確保を図るために、引き続き市として適切な指導や助言を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 最後の質問です。先ほど高洲、高浜の保育所では定員割れが大分大きいので、建て替えの際に一緒にしてとありました。人口が増えたり保育需要が高まっている地域においても、今後、公立保育所を新設するという予定はありませんか。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。現状におきましては、公立保育所を新設するという予定はしてございません。

以上でございます。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） るる伺ってまいりました。結果、今、公立は34か所まで減らすということになります。今50か所ありますけれども、14か所、この後、何年かかるか分かりませんが、公立保育所は減らしていく。人口が増えて子供たちの保育が必要であると言われていたところにも、公立での新設の予定はないということでした。今、民間が令和7年4月で266か所ということで、千葉市は多分そこに一つ一つ指導なり巡回なりをしているということだと思いますが、ただ、やめるやめないというのは、民間さんの都合による、法人さんの都合によるということになりますから、結局、そこに通っている子供たちや親御さんたちにとってみれば、祈るような気持ちで続けてねと言うぐらいしかできないということで、言えば、今回、公立保育所の設置管理条例の一部改正ということになりますけれども、次々と建て替えて民間移管、それから予定を決めてあるからということで、基本方針に基づいて一律に公立保育所を減らしていくということについては賛成をしかねますので、反対としたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号・千葉市保育所設置管理条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成多数、よって、第46号は原案のとおり可決されました。

議案第48号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第48号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案説明資料の33ページをお願いいたします。

議案第48号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、国基準と同様に改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、副園長または教頭の資格要件につきまして、幼稚園免許状または保育士の登録のいずれか一方を受けていればよい特例期間を10年間から12年間に改めるものでございまして、これまでの特例期間は、今年度末までとなっておりましたものを令和8年度末まで延長するものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一括でお願いします。

今回の国の基準を一部改正するというのの背景と、それから、この改正によってどういう効果があるのか伺います。

○委員長（三井美和香君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。まず、1点目の国の基準を一部改正する背景ですが、いずれか一方の資格のみを有する保育教諭等につきましては、令和4年4月現在で、国で1万2,000人程度、全体の8%存在しておりまして、いずれか一方の資格のみで差し支えないとする特例措置の期間が到来しますと、幼保連携型認定こどもにおける保育者の確保が困難となるおそれがあることから、国において基準が改正されたものと認識をしてございます。

2点目の改正によってどういう効果があるのかという御質問につきましては、本市におきましては、幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭、保育士の93.2%が両資格を併有されておりますが、この改正によりまして、特例期間内にさらに資格の併用を促進していくことができるであろうと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 保育士不足が背景にあるということだと思います。多くが、93.2%、両資格を有しているということですのでけれども、いずれにしても、保育現場で求められている今の保育需要の高まりに応えるための改正だということを理解いたしました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了といたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

審査の都合により、暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

お疲れさまです。

午後0時12分休憩

午後1時10分開議

○委員長（三井美和香君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

発議第1号審査

○委員長（三井美和香君） 発議第1号・千葉市子どもたちをいじめから守るための条例の制

定についてを議題といたします。

審査の方法でございますが、まず、提出者であります盛田議員から提案理由を聴取した後、各委員から提出者に御質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際し、必要により当局に補足説明を求めたい場合は、その旨、述べていただきますようお願いいたします。

また、提出者におかれましては、答弁は簡潔にお願いするとともに、御意見がある場合は、ほかの委員の質疑終了後をお願いいたします。

それでは、盛田委員から説明をお願いいたします。

○委員（盛田眞弓君） 千葉市子どもたちをいじめから守るための条例の提案理由。

本会議場でも提案させていただきましたけれども、千葉市で認知されていますいじめの件数も、令和元年度が1,875件であったものが、令和5年度は3,236件と約2倍に増加をしています。ネットでの誹謗や中傷と、嫌なことをされたということについても、49件から137件と約3倍に増えているということです。いじめはどの学級にもあると言われていきますし、放置されれば、子供たち全体の成長に暗い影を落としかねないということです。

いじめは、大人に分からないように行われます。今も対応していただいていると思いますが、大人になってからも恐怖で社会に出られないなど後遺症に苦しんでいる子供たち、大人になってからもということになっています。目の前のいじめから子供たちのかけがえのない命や身体を守り抜くということについては、大人と社会、行政の責任だと思います。

今回、条例でお示しをしています事例として、大阪府の寝屋川市の寝屋川モデルとしているものを提案させていただきました。教育的アプローチと行政的アプローチという2つのルートを併走させる形でいじめの問題に対応して、効果を挙げているということになっています。特徴的なところは、攻めの情報収集として、毎月1回、一律の全校児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配付しているということで、いじめの早期発見と抑制に取り組んでいるということになっています。今、起きているいじめを止めるということで、被害児童・生徒を守るための迅速な対応ということになりますので、ぜひこの条例について、皆さん方の御賛同をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 御質疑等がありましたらお願いいたします。川合委員。

○委員（川合隆史君） 一問一答でお聞きしたいんですけれども、国のほうでは、いじめ防止対策推進法が制定されております。そして、県のほうでは、千葉県いじめ防止対策推進条例が制定されており、千葉市においても、千葉市いじめ防止基本方針という形で運用に関する指針をしっかりとしていることによって、特にこのいじめの関係は10年ぐらい前から大分議論された中で、いじめの定義から含めていじめの件数というの、正直今までは、これはいじめじゃないんじゃないかと言っていた、教育委員会のほうではそういう判断をしていたところも、定義ができることによって、そういうところの解釈によっていじめの件数というのが明確になってきている部分もありますし、この千葉市子どもたちをいじめから守るための条例制定ということ、なぜ新たにこれをしなきゃいけないのか。特に子供たちと限定されているところもそうですけれども、先ほど午前中も話しましたがけれども、こども・若者基本条例なんかでも、人権に関しては、当然、切れ目のない形で対応していかなきゃいけないというのが市としての方針

でもありますし、なぜこういうことがちゃんと整備されている中での制定をされるのかというところが分かりませんので、そこに関してお聞かせください。お願いします。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。もちろん国でも、それから県も同じようにいじめに対応するという形で言えば、条例の提案がされています。なぜ千葉市でもと言われますけれども、実際には、子供、若者といったときには、さっきの審議でゼロから30とすごく幅の広いもので、今回の千葉市子どもたちをいじめから守るための条例ということについて言えば、学校教育関係について特化したものと考えていただければと思います。

広く人権といったときには、もちろん幅広い人権ということになりますけれども、不登校が先ほどの審議の中でも大変増えていると。不登校の要因となる中に、いじめも少なくないと思います。いじめに特化して、教育委員会とは別の市長部局による責務というものを今回出しているのが特徴になるかと思います。

ちょっと長く話してもいいですかね。先日テレビでも、報道特集で大阪の泉南市の亡くなった児童の報道をされていました。そこで紹介されていたのが、やはりこの寝屋川の子供たちをいじめから守るというような対策だったんです。実際には、教育現場では、いじめている側もいじめられている側も、両方とも成長していく対象と捉えられますので、教育委員会さんのほうでは、先生はどちらもかわいい生徒さんたちで、どちらの成長も見ていかなきゃいけないという、そこは大事な視点だけれども、制約がかかることになると思うんです。子供たちのことを思えばどちらも大事にと。でも、いじめの場合、どちらも大事にという視点だけでは解決をしないことがたくさんあるということで、今回、その寝屋川市さんの条例を基本にして、千葉市でも市長部局において、いじめは絶対に駄目という打ち出しをしたいということがあって条例という形にしました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。中島委員。

○委員（中島賢治君） お聞きしたいんですけども、これは、いじめというのは、なかなかいじめ側の責任もあるし、いじめられている側の意識の改善も必要だと私は思うんですね。これはいじめられっ放しでいると、ずっと一生いじめられっ子でその子が終わってしまいますので、私は、とにかくいじめられている子に意識を変えさせていただくような形で施策が打てればと常々思っているんですけども、例えばこの寝屋川の条例で言わせていただくと、これを基にということなので、4条に、「市長は、基本理念にのっとり、いじめ防止等のための必要な施策を実施しなければならない」となりますけれども、これは、具体的にはどういうことをおっしゃっているんですか。それをお聞きしたいです。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 大阪の寝屋川市さんでは、市長部局に実は危機対応の窓口を設けています。市長部局で監察課というものがこのいじめの対応に、行政的アプローチの側で窓口を設けているということになっています。教育的アプローチは、もちろん学校、教育委員会による通常のいじめ対応ですけども、この行政的アプローチ、市長の責任というところに関わると思いますが、市長部局で、監察課によるいじめの対応で、先ほど御紹介した、月に1回、子供たちにチラシを配って、変わったことはないかという積極的ないじめの発見、それから、それ

がいじめの抑止になるということで行われているということ言えば、教育部局ではないところの窓口の大切さというのが、この市長の責務ということになると思います。

○委員長（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） じゃあ続きまして、この8条の2項のところに「児童等は、いじめを行ってはならない」というのがありますけれども、これは効果があると思いますか。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） いじめはなくならないと思いますと言うと、元も子もないと思われてしまいますが、ただ、大勢の目で、もちろんいじめはいけないと思っていてもしてしまうその背景があるんだと思うんです。ですから先ほど中島委員さんから、いじめられる側といじめる側ということで、いじめられる側の意識と言いましたけれども、いじめられている側の意識の向上とあって、それはとても難しいことだと、強制的に、お前、強くなれということで、そういうやり方ではない、いじめはいけないんだよと、見ている側でもいじめを抑止する、いじめが起こる前の段階からアピールを行っていく。2つ窓口を設けているというのは、市長部局ではできない教育的な指導を教育委員会なり学校の側でやっていくと、この2つが並走する形が望ましいんだと思います。児童はいじめを行ってはならないというのは、それは、もう基本的にどの場面でも出していかなきゃいけないことだと思います。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 執行部の方にもお尋ねしたいんですが、先ほど来、盛田委員から市長部局での対応ということで強調されていますけれども、本市においては、市長部局は全くノータッチなんですか。もし関わっているところがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（三井美和香君） 教育支援課長。

○教育支援課長 教育支援課でございます。本市におきましては、市長部局のほうでいじめの調査委員会を設置しております。いじめの重大事態が起きた場合につきまして、本市では、学校の調査を経て不十分な場合は、本市教育委員会の第三者委員会が調査をいたします。その上で再調査が必要なケースについては、先ほど申し上げました市長部局の第三者委員会が対応することとなっております。現在のところ対応実績はないと聞いております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） かしこまりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本発議に対する賛否表明等があれば、御発言をお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） では、会派としての意見なんですけれども、先ほど川合委員からもお話がありましたとおり、いじめ防止に関しては、平成25年9月に国においていじめ防止対策基本法、これがまず定められております。この法律に基づいて、いじめ防止等のための基本的な方針が文部科学省によって定められている、まず国によってこういった手当てがあるということですね。これも先ほど川合委員から発言がありましたけれども、本市においても千葉市いじめ防止基本方針をはじめ、各市立学校ごとに学校いじめ防止基本方針、あと学校いじめ防止指

導計画が定められておりまして、本条例案に盛り込まれている本市、保護者、市民、学校の責務及び児童等への心構え、いじめの禁止、いじめを受けた児童・生徒への支援などが既に規定されておりまして、本条例案に定める目的も、以上申し上げた法律などに規定されておりまして、本市の対応も、法律及びいじめ防止基本方針に即した対応が取られていること、また、体制の整備が行われていることもありますし、また、先ほど質問申し上げたとおり、市長部局も必要に応じて関与していただいているということから考えると、ここで改めて市条例を制定することの必要性は低いんじゃないかと思われますので、本発議に関しては、会派としては採択いたしかねます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。川合委員。

○委員（川合隆史君） 私どもの会派も、今、茂呂さんがおっしゃったとおりのことで、先どもお伝えしましたが、国のほうではいじめ対策推進法が制定され、県のほうでも条例がなされていると、千葉市のほうでも基本方針という形で学校いじめ防止に対する基本方針を打ち出している中で、基本的には、いじめというものに対してどう対応していこうということの方針であるとかそういうものというのは、しっかりと組んでいращやるように感じます。

過去にはいろいろな議論をされる中で、千葉市の中でもまだまだ第三者委員会の設置ができないとかいろいろなことがあったのは事実ですけれども、今の教育現場としては、そういうことに関して特に真摯に対応していただいていると理解しておりますし、いろいろな施策を市のほうでも対応していただいています。

当然いじめ相談の窓口を設置したり、それに関するいろいろな施設でのいろいろな形での対策もなされております。実際には、各種専門家と連携を取りながら、スクールカウンセラーであるソーシャルワーカーであったりスクールロイヤーであったりという形の専門家も、連携しながら対応していくところを約束しておりますので、わざわざ、今回、共産党さんのほうからの発議によるこの条例を制定して何か変わるのかといったら、これからはいじめに対する施策に関しては、拡充していくという姿勢も見えることですので、私どもの会派としては、今回のこの条例の発議に関しては、賛同いたしかねるところでございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） いじめに関しては、どんどん件数的には増えていると思うんですけれども、どちらかという、いじめるほうといじめられる側がお互いにふざけから始まったり、構ってもらうのに度が過ぎて、今度はいじめになっていくというようなパターンが結構多いんですね。ですので、これは条例で決めても仕方ないことで、今、市の教育委員会さんもいろいろな形で実態把握をして、それでやはり対処していかなければ、いじめというのはなくならないと思うんですね。ですので今やっただいただいているような、身近で言えばサポートセンターとか、あるいはカウンセラーとかスクールカウンセラーとか、そういった方々がきちっと目を光らせて実態を把握していくことがやはり大事なと私は感じているんですね。だから、そもそも今までやっていることがきちっとできて、初めて条例としてつくっていかなければいけないと思うので、今は、調査段階だと私は思っています。ですので、いじめの実態把握をするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーとか、いろいろ

るな形で見てもらえる方を派遣している、そういった形でやっていますので、早くいじめを見つけることが大事だと私は思っていますので、この条例に関しては、反対させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今、皆さんの御意見を聞いていたので、ちょっと意見を述べさせていただきますと思います。

体制整備が、今、行われているというお話がありました。必要に応じて市のほうも対策を取っているのだと言われましたけれども、実際には、令和5年度のいじめの認知件数が3,236件ということであったのに対して、いじめ重大事態の件数ってたったの9件です。約3,200件というそういう大きな数に比べて、いよいよ市のほうで対策を取るということになる、市長部局のほうに回るというのは、たったの9件だという実態があります。

それから、この条例で何が変わるのかとありましたけれども、今までやっているもので、スクールカウンセラー、スクールロイヤーをやっていると思います。ただ、方針ができていないからといって、いじめのこの状態に対応できていないからいじめの認知件数が増えているのではないかということから考えれば、何らかの新しい対策を取るべきではないかと考えます。猶予があるかと言えば、ない問題なんだと思います。実際にいじめを受けている子供、それからいじめを受けていることを知っている保護者、学校に対応を求めてもなかなか進んでいかない、学校側では、どっちもかわいい生徒だからどちらかが駄目ということと言えないというそういう制限があるわけで、そうであれば、寝屋川市のように行政的なアプローチと、まずはいじめを止める、いじめを止めた後の教育的な指導は、もちろん学校と教育委員会両方がそうしてやっていくことでいじめをなくしていく。

いじめを早く見つけるということについても、この行政的アプローチと言えば、月1回、毎回違うチラシで寝屋川市では、全校の一律の生徒にチラシを配っています。

こうしたことでいじめ発見、言えなくても周りで見えていて気づいたことを言える、いじめはしちゃいけないと言われてもやってしまうという背景に、いじめる側の問題に寄り添うことももちろんしなければならないと考えていますので、条例で決めて、実態をつかんで、サポートセンター、カウンセラーで目を光らせていればと言いますけれども、いじめがそもそも大人に分からない形で行われている、特に今はインターネットが普及して、誹謗中傷ということで嫌なことをされたということが子供たちにも広がっているわけで、本当に早く見つけるのであれば、積極的なアプローチをするべきだと思います。大人が何かのときに動いてくれるという信頼がなければ、子供は胸を開いて悩みを相談しないという実態があると思いますので、ぜひ皆さん方には、この条例をもう一度考え直していただければと思います。御賛同を求めます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号・千葉市子どもたちをいじめから守るための条例の制定について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成少数、よって、発議第1号は否決されました。

説明員の入替えを行います。

お疲れさまでございました。

[こども未来局退室、教育委員会説明員入替え]

請願第1号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、請願第1号・千葉市の教育に関する請願についてを議題といたします。

それでは、当局の参考説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願いいたします。座って御説明をさせていただきます。

令和7年請願第1号・千葉市の教育に関する請願について、参考説明をさせていただきます。本市の考え方に沿いまして市の見解を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

請願項目1「すべての子どもたちが快適に学校生活を送れるように、学校生活環境の改善をしてください」についてです。

まず、1、校舎、トイレの老朽化対策についてです。

（1）改修の考え方についてですが、平成31年3月に策定しました千葉市学校施設長寿命化基本計画におきまして、施設の目標使用年数を原則80年、長寿命化を図るために改修周期を20年とするとともに、各学校の築年数や劣化状況等を考慮しまして、計画的に大規模改造工事、外部改修工事及びトイレ改修工事などに取り組んでおります。特に保護者や学校現場からの要望が多く、子供たちが毎日使用しますトイレにつきましては、今年度末に全校の改修が完了する見込みとなっております。

次に、2、エレベーターの設置についてです。

まず、（1）設置の考え方についてですが、バリアフリーの観点から新築や改築等に併せましてエレベーターを設置しているほか、毎年、小中学校に対し、階段昇降に困難を伴う児童・生徒の在籍、入学予定に関する調査を行い、この結果を踏まえまして、適宜、設置工事を行っております。

次に、（2）設置状況についてですが、令和6年度末時点の設置状況につきましては、資料のとおりとなっております。設置見込みを含め、全166校中103校に設置しております。

次に、（3）のけがをした児童・生徒への支援についてですが、けが等によりまして階段昇降が困難で介助の必要のある児童・生徒に対しましては、教員等によります支援を行っているところでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

請願項目2「子どもたち一人一人の健やかな成長のために、教職員を増やしてください」についてです。

まず、1、新規採用職員と産休・育休・病気休職の代替職員についてです。

（1）新規採用職員の増加についてですが、本市の教職員は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき定められており、退職者数や児童・生徒数の推

移を踏まえた上で、過員にならないように必要教員数を新規に採用してございます。

なお、昨年度から段階的な定年引上げの移行期間となりますことから、定年退職者が生じる2年ごとを基本に新規採用者数の平準化を行うこととしております。

これまでの採用人数につきましては、表を御覧いただきたいと思います。

次に、（２）産休・育休・病気休職の代替職員の速やかな配置についてですが、本市では、昨年度から国に先駆けまして、４月から７月までに産休・育休を取得予定の教員に対しまして、代替職員を年度当初から前倒ししまして配置しております。今年度は、対象職種を養護教諭、栄養教職員及び学校事務職員まで拡充いたしました。

また、教職員が病気休暇等を短期間取得した際に、正規休暇等補助教員を配置しており、今年度は配置人数を拡充したところでございます。

次に、２、養護教諭の複数配置についてですが、基礎定数として児童851人以上の小学校、生徒801人以上の中学校に複数配置するよう定められており、令和６年度は７校に配置してございます。このほか６校に加配定数を活用しまして配置しております。

次に、３、少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクールサポートスタッフの増員についてです。

まず、（１）少人数担当教諭、特別支援員についてですが、子供たちの成長のために、少人数担当の講師や特別支援に係る非常勤職員を学校の実情に応じ配置しております。

次に、（２）専科教諭についてですが、専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科指導教員や専科指導のための非常勤講師を計画的に配置しております。

次に、（３）スクールサポートスタッフについてですが、教職員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒への指導や教科研究などに注力できるよう、学習プリントや実技教科の教材の準備、データ入力などの業務を行うスタッフを配置しております。

今後も、学校施設の環境整備や人的支援など教育施策を着実に実施していけるよう、予算の確保に努めてまいります。

教育総務部の説明は以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 学校教育部長。

○学校教育部長 学校教育部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

引き続き、説明資料３ページをお願いいたします。

請願項目３「第一子からの小中学校の給食費の完全無償化を進めてください」についてです。

まず、１、本市の給食費無償化の現状についてです。

（１）第３子以降の学校給食費無償化制度についてですが、多子世帯の家計を支援するために、次のアからエを全て満たす保護者を対象とする学校給食費無償化制度を令和４年１月から導入しています。

アとして、３人以上の子供を扶養していること。年齢制限はございません。

イとして、ア記載の子のうち、上から第３番目以降の子が義務教育期間の千葉市立学校で給食の提供を受けていること。

ウとして、生活保護、就学援助制度で学校給食費の支援を受けていないこと。

エとして、学校給食費の滞納がないこと。

なお、保護者の所得制限はなく、無償化となるのは、扶養している子のうち年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費のみとなっております。

次に、（2）就学援助による学校給食費無償化についてですが、保護者及び同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が基準となる総所得以下の場合など、経済的な理由でお困りの方のために学校生活を支援する就学援助を行っており、対象となる場合は、学校給食費を市が負担しています。

次に、（3）生活保護の教育扶助による給食費無償化についてですが、生活保護の教育扶助により学校給食費の実費が支給されることとなっております。

次に、（4）として、（1）から（3）の令和5年度実績についてですが、表に記載のとおりであり、合計では、対象人数は1万1,834人、無償化額は5億7,874万4,000円、児童・生徒総数に占める対象者割合は17.5%となっております。

次に、2、本市の給食費の物価高騰対応についてですが、物価高騰が継続する中で、栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き安定的に実施するとともに、保護者の皆様にその負担を転嫁させないこととするため、学校給食の食材費の物価高騰分を市で負担しており、市の負担率は、表に記載のとおりです。

次に、3、市立小中学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込みですが、表に記載のとおりであり、追加対象人数は約5万5,000人、追加経費は約36億9,700万円となっております。

なお、この追加経費は、令和6年度の物価高騰対応分を考慮した金額としております。

次に、4、国・千葉県の動向等についてです。

まず、（1）の国ですが、学校給食費の無償化については、令和5年6月に閣議決定したことも未来戦略方針において、「学校給食費の無償化実現に向けて」、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされ、同年12月に閣議決定されたことも未来戦略でも同様の方針が示されております。

これを踏まえ、本市では、国の施策及び予算に対する重点要望、いわゆる緑本において、国の財政措置による学校給食費の無償化の実施を国に強く要望しております。

また、資料には記載していませんが、先日、石破首相が、令和8年度以降の小学校の無償化について制度化を目指すとの考えを表明されたところです。

最後に、（2）の千葉県ですが、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する第3子以降の学校給食費無償化を支援する千葉県公立学校給食費無償化支援事業が令和5年1月から導入されました。対象となる第3子以降の基準は本市と同様であり、補助率は、千葉市は4分の1となっております。

以上で教育委員会の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 御質疑等がありましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。当局が説明をいただいたことについて聞きたいと思います。

今回のこの請願は、幾つも千葉市の教育に関するということで幅広い請願だなと思っております。校舎、トイレの老朽化対策は、大分進めていただいているということだとか、エレベーターの設置についても、もちろん1年ぐらい待たないといけないけれども、利用する方の要望

があれば進めていくということなので、これは現場の対応に従って、施設なので進めていけるものは、時間が来れば多分ついていくと思うんですけども、請願項目の2つ目、「子どもたち一人一人の健やかな成長のために、教職員を増やしてください」と、ここが一番この請願の大事なところではないかなと私は思っていて、千葉市でも、幾つも教員の皆さんをサポートする対策って取っていただいています。

今回も新年度の予算でスタッフを増やしたりということは、数々あったなと思っていますが、今、実際にこの新規採用職員の増加というところで、過員にならないように必要教員数を新規に採用しているということですけども、担任がいない学校とか学級とかというのは存在するのかどうか、お聞きします。

○委員長（三井美和香君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。2月1日現在での状況をお伝えさせていただきます。担任の未配置は45件でございます。この45件のうち15人分の未配置につきましては、講師が配置できないものの会計年度任用職員を配置しておるところでございます。残りの30名の分の未配置につきましては、教務主任が担任を代理するなど校内で対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 2月1日時点で45件で、15人は講師、会計年度任用職員で、30人は教務主任の先生方が兼務しているということだと思いますが、教務主任の先生は、教務主任のちゃんとした役割を持って教務に当たっていると思いますので、それとは別に担任をやらなければならないという状況については、この人数、担任がいなくて兼務でやらなければならないとか、それから、足らないところに講師の先生だとかがついているという状況は、ここ遡って何年か、どんな状況でしょうか。しっかりした数がなければおおむねでもいいんですけども、御紹介ください。

○委員長（三井美和香君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。昨日、給与課長がお話しした中で、過去3年間の平均ということで、例えば、育休であれば、年間420人程度というお話が出てきたと思います。この数字がかなり影響しているところがあります。例年5月1日現在では、担任の未配置はゼロというところでスタートをするんですけども、その後に男性育休を含めまして短期間での休暇取得等もございます。こうなりますと、一時の期間、どうしても担任が不在になり教務主任が代行する、あるいは御協力いただいております正休補、こちらのほうを派遣をしておる状況なんですけれども、日が重なってしまったり希望が重なってしまえば、それを調整しながらの対応をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 給食のほうで伺いたいと思います。給食の無償化の現状について、さっき国で令和8年から石破さんが小学校をと言ったのか、私はその発言を承知していないので、どんな発言であったのか中身を御紹介いただけますか。

○委員長（三井美和香君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当でございます。先日、つい2日前、衆議院の予算委員会の中で、まずは小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と併せ、2026年度以降、できる限り早く制度化を目指したいというような御発言がありました。以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。小学校全てと受け止めていいのかどうかと思うんですけども、安定した恒久的な財源とおっしゃったので、財源が取れなければやりませんということなのかどうか、まだ2日前の発言なので分かりませんが、ただ、予算委員会で首相がこういう発言をしなければならないような要望が社会にいっぱいあるからなのかなと。各自治体で持ち出しをして、子供の給食の無償化って努力をしている自治体が増えていますので、そういうものを多分見越して国でもやらなければというような動きなのではないかと考えました。

県のほうでも4分の1、千葉市負担ということでやっているということで、今、第3子までということですけども、県の補助が4分の1、市が4分の3ということになるんだと思うんですが、第3子ということ言えば今は17.5%、生活保護の人だとか困窮している家庭も含めての数字で、本来であれば、義務教育は無償ということなので、学校給食費の完全無償化というこの要望というか請願項目は、やはり現場の先生から見ても必要だと考えているのかなと受け止めました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） これは紹介議員の方に質問なんですけれども、請願者なんですけれども、全千葉市教職員組合という形で出されているんですけれども、この全千葉市教職員組合の中に千葉市の教職員の方というのは、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。分かれば教えてください。

○委員長（三井美和香君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） すいません。詳細は分かりません。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） オーケーでございます。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本請願に対する賛否表明等があれば、御発言お願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） それでは、会派としての意見を申し上げます。まず、先ほどは御説明ありがとうございました。御説明を伺いまして、まず、請願項目の最初、例えば校舎の老朽化、トイレのひどい校舎の改修、これはもう既に取り組んでおられまして、トイレに関しては、令和6年度末に全校改修完了見込みということ、エレベーターの設置も、先ほど午前中の補正予算議案でも質問しましたが、適宜、設置が進められているということで承っております。

教職員の増加のところに付きましても、先ほど御説明いただいたとおりで、5月1日時点では、担任の不在がないように配置も進めており、また、この資料によれば、新規採用も順調に行われているというところなんです。あと、産休・育休代替職員の速やかな配置も拡充されているということ。あと、養護教諭の複数配置についても、いわゆる基礎定数に対する配置7校に加

えて加配定数に際する配置6校、これも進めているというところで理解しております。少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクールサポートスタッフの増員等も、学校の実情等に応じて適宜配置しているということで、これは、全て本市としても取り組まれていることかというところで認識しております。

給食費の完全無償化のところにに関してなんですけれども、まず、第3子以降の無償化、あと就学援助による無償化、あと生活保護の教育扶助による無償化、これも取り組んでおりまして、特に求めている世帯のところは、手当がちゃんとできているのかなと思っております。また、それに加えて、物価高騰に対する対応も本市として取っていただいているというところでありまして、それにさらに加えて、国に対して、国の財政措置による学校給食の無償化の実施というのは、これは従前から本市として求めているという状況の中で、我が会派としても以前より、子ども・子育て施策というのは、本来、自治体の財政状況によって格差が生じることがないように、あくまでも国の責任と財源によって必要な措置を行うべきであるという考え方を取っております。

その中で、先ほどお話がありましたけれども、おとといの衆議院予算委員会における石破首相の発言、財源の確保ということは、強調はされておりますけれども、当然、これは、本市においても財源を確保しなければできない話なんですけれども、国においても財源確保と併せて令和8年度以降、できるだけ早期の制度化を、小学校給食無償化については念頭に目指したいと、そう考えておりますという明確な発言がありましたので、引き続き、国の動向を注視すべき段階であると判断したいと思っております。

以上の理由から、本件請願については、採択いたしかねるというのが我が会派の意見です。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 請願の趣旨は、内容的には分かるんですけれども、これは、先ほど当局のほうから説明があったように、はっきり言って財政、お金がなければできないことが全部ですよね、全てです。だからそれなりに、今、当局では、工夫をしながらいいことになるようにやっているわけですよね。例えば、1つ言えば、トイレも改修して新しい洋式トイレにどんどん替えていっている。一遍にできないわけですよね。それを計画的にやっている。あるいはエレベーターもしかりですね。あるいは教職員もたくさんの給料、あるいはたくさんの採用をすれば全部配置できるわけですよね。ただ、その財政的な面がないからできない。全て極論から言えば、やりたくてもやれないという状態だと私は思っています。だから、今、説明を聞いて、教育委員会さんは一生懸命やっているなというようなところを認めて、この請願には、私ども会派は賛同しかねるということで、以上です。

○委員長（三井美和香君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） 我が会派の意見を表明させていただきます。

本当に、今、岩井委員からおっしゃられたように、この内容に関しては、本当に理解できるところはたくさんある中で、教育に関して人をしっかりと入れていくであるとか、老朽化した施設に関してしっかりと質的向上を求めた改修がされていくということは、これは、もう10年以上前から我が会派も求めていることですので本当に理解はできるんですけれども、いろいろな形で、限られた財源の中でどう最大限効果をなすかということに関しては、千葉市の教育

委員会としては、しっかりと今まで努力をしていただいていると理解しております。

第3子の、第3番目の、1子からの給食費の完全無償化を進めてほしい。これは、今、議員さんである人たちは、みんな本当にそう思っているとは思いますが、実際には、これがいわゆる財政の不安定な地方行政で、地方で過度な都市間競争が起こっているような現状がある中で、これは、本当に国のほうで制度をしっかりと構築していただいて、特に子育て世代には、しっかりと支援をしていく国の姿勢というのを求めていかなければならないなと理解しております。

公明党さん、それから自民党さんのおっしゃるように、この請願に関しては、当然、内容としてしっかりと対応しているところもありますし、なかなか難しいところもあるかとは思いますが、両党と同意見で私どもとしてもこの請願に関しては、賛同いたしかねるとさせていたきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 教育委員会さんも本当に頑張ってやっていただいていると思います。この請願の先ほど私が発言するときに一番大きなところは、請願項目の2つ目の教員の配置のことであろうと思っています。どれもお金が必要だということになりますけれども、担任のいない学校、学級が今45件というのは、2月の1日時点ですけれども、5月1日にはゼロだけでも、産休・育休・病休を含めて420名ということで、担任のいない状況が生まれることになるわけですね。

これについては、担任がいないということでどれだけその影響があるのかということは、もう全国で共通に語られていますけれども、非常勤講師だった場合は、授業の穴は埋まってもクラス担任の仕事はできません。生徒指導や進路指導、部活動なども校内の教員で分担をするしかない。

だから今でも大変な先生が、ほかの先生の分もやらねばならぬということです。もちろん重なった場合には、先ほど教育委員会から御説明がありましたけれども、インフルエンザの時期は、先生が複数休むと1人で2クラスを見るとか、それから、次から次に教室を渡り歩いている。穴を埋めるためにみんなが無理をするので、ドミノ倒しになると。1人具合が悪くなると、どんどんと教員の皆さんが頑張って、また具合が悪くなると。授業の合間の休み時間、別の小学校では夕方先生方の業務を保障するために生徒の下校時刻を早めるとか、そういうところもあるということを情報でも知っています。

働き方改革って、先生方の負担が大変なので、時間を早く子供たちを返すというのは、これは本末転倒、いいのかということと、授業の合間の休み時間を5分に切り縮めたりとか、給食の前に5時間目の授業をしたりと、現場では一生懸命やっているけれども、とても足りないんだと、工夫のもうしようがないということで、これは出てきているんじゃないかなと。担任の先生がいるのといないと、子供たちが全然違うんだらうなということは感じています。

もちろんスクールサポートスタッフだとかカウンセラーだとかスクールロイヤーだとか、周りで支えることは本当に大切で、担任の先生が子供たちに向き合えるように、その時間を確保できるようにということの中では必要なものですが、やはり予算を取ってやらなきゃならないことはあるんであって、これは国・町という、国でやっていただければもちろんです。

れども、お金の使い道の問題で、じゃあお金のない自治体、千葉市よりも厳しい自治体でなぜ給食費の無償化が進んでいるのかと、お金の使い道の問題だと私は思います。どれもお金が必要なものですけれども、待ったがいけないものが人の手配だと思いますし、もちろん施設の整備も、それから給食の無償化も進めてもらいたいと思いますが、それぞれの自治体がどこにお金を使うかというのは、それを予算配分することが可能なわけで、国がやるからやるまで待とうということでは、あまりにも子育て施策に対して消極的ではないかなと思ひまして、この請願には、もちろん賛成の立場で申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号・千葉市の教育に関する請願を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成少数、不採択と決しました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の皆様は、御退出、お願いいたします。

お疲れさまでございました。

[教育委員会退室]

年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについて

○委員長（三井美和香君） 次に、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについてです。

今年度は、「こども誰でも通園制度について」をテーマとして、1年間、調査を行ってまいりましたが、先日の保育園等の意見交換などを行いました協議会をもちまして、全ての調査を終了いたしました。改めて調査への御協力を賜りました委員の皆様には御礼申し上げます。

委員の皆様には、これまで調査及びさきの第4回定例会中の委員会における中間取りまとめでいただいた御意見等を踏まえて調査報告書の案を作成し、事前にお配りしております。報告案の内容、または、改めまして1年間の調査を踏まえた御意見、御感想がありましたらここでいただければと思いますが、いかがでしょうか。川合委員。

○委員（川合隆史君） 今回、所管事務調査ということで誰でも通園制度、しっかりと他市も見させていただいて、なるほどなと感じました。国のほうでは、令和8年度から実施をするという形で、千葉市でどう整備していくかということの中で、いろいろな形で、この委員会の中でしっかりと共有をして、そこに対して一つ報告ができるということは、非常にありがたいかなと。特にこども未来局のほうでもこれからどうしていくかというところを、今回の所管事務調査を通じてしっかりといろいろな課題が見えてきたと思いますので、令和8年度に向けて、引き続きこの誰でも通園制度に関しては、これは、親だけじゃなく子供にとってしっかりと制度になるということを、特に先ほどもいろんなところで言うておりますけれども、子育て世代に対しての大きな支援になることをお願いしている報告内容になっていると思いますので、そこは、今回の常任委員会です管事務調査ができたこと、本当によかったなと思っております。

以上です。感想まで。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 年間調査テーマとすれば、タイムリーなテーマだったと思いますし、福岡市で誰でも通園制度を見てこられたことは、非常に学習になりました。やれるんだと、国の制度というか国の基準を超えてやる気があればできるんだということを私たちは見てきたと思っています。それと、実際には、市内で受入れをしていただいた事業者の皆さん、それぞれ公立保育所、それから民間さん、来ていただいてお話を伺えたのも大変参考になりました。

なおかつ国が進めることで、国が一齐にやりましょうと旗を掲げたわけですから、実際には時間の制限をつけたりとか、それからお金ですよ。結局、1人当たりに対して400円ではなくて、福岡市さんは1,000円を超える額だったと思いますが、事業運営に必ず必要になるものというのは出てくるので、国が行うことで旗振りをしたのであれば、財政的なものは、おのずとついてこなければならないものだったと思っています。実際にはまた4月から、今の試行的事業から本格実施に向けてということになってくるので、必要である子供たち、それから頼りにしている親御さんたちももちろんいるし、ただ、子供の成長・発達が見られるような、一定して同じ園で安心して受けることができるという、そういう長期の視点を持ったものでなければ、子供のためにはならないかなと。この制度が前へ進んでいったときに、便利ということだけでどこでも預けられるという制度とは、またこれは違うものだと思えて進めていくことが必要だと学びました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 私が率直に感じたのは、運営側、園側の意見を聞いて、安全面のところといいますか、一番おっしゃっていたのは一時預かりのこと、誰でも通園制度のこと、その扱い方というかそういったところに結構苦心されているような感がありました。アレルギーに関するマニュアルのこととかそういった意見も出ていましたので、財源的な措置ですとか制度的な措置ももちろん大事なんですけども、それと併せて安全面といいますか、そういったところの整備も進めていく必要があるんじゃないかということを、改めてこの1年間を通して、年間調査テーマを通じて認識した次第でございますので、そういったところを本格実施に向けて整備していけたらもっといいものになるんじゃないかと思いました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。岩井委員、お願いします。

○委員（岩井雅夫君） 私も教育未来委員会は、これで3期連続ぐらいやっていますけれども、今年は、視察に行けなかったのはとても残念だったんですが、これは自己管理が悪いものであれなんですけれども、先ほど盛田委員からも、福岡の体験のところでいい勉強をしてきたような話を聞くと残念だったなというところがありまして、ただ、今、一番学校で問題なのは、いじめ問題がありますし、これもこども・若者基本条例の中で、例えば幼児から30歳までということ言えば、その中に発達段階があって、例えば幼児のときには虐待とかそういうもん、あるいは、小学校になるとだんだん反抗的な態度が出てくる、中学校では、はっきり言いたいじめが出てくるとか、成長過程でいろいろな場面が出てくると思うんですね。そこでどれだけ教育未来として対応ができるか、こうしたほうがいいんじゃないかというようなところで委員会活動ができればいいのかなと思いました。三井委員長を中心に、今回、いい視察をし、いろい

ろな県内・市内の現場を見て感じるどころが委員にあったように感じられます。ですので、この感じたことを実際に今度、次の場面で出せるかどうかというのが一番大事なことはないかなと思っていますので、また来年につなげていければいいかなと思いますので、ぜひ、委員長が替わるとしても、次の委員長に伝えてほしいなというようなところを要望して終わります。ありがとうございました。

○委員長（三井美和香君） それでは、報告書につきましては、お示しいたしました案のとおり御指摘いただいた点を修正いたしまして、議長及び執行部に提出するとともに、議会のホームページに掲載いたします。

次に、以前の委員会場で、執行部への要望書の提出を視野に進めてまいった旨をお伝えいたしておりましたが、正副委員長といたしましては、これまでの皆様からの御意見及び年間調査テーマの調査報告書を基に要望書の案文を作成の上、後日、委員会を開催させていただきまして、御協議をお願いしたいと考えております。その中で皆様の御了承をいただけたら、要望書を執行部に提出するということで考えておりますが、今後の流れにつきまして、以上のとおり御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三井美和香君） ありがとうございます。

それでは、委員会の開催日につきましては、改めて調整させていただきます。

以上をもちまして、教育未来委員会を終了します。

お疲れさまでございました。

午後２時14分散会